

監獄協會雜誌

第 四 號
第 貳 拾 八 卷

監獄協會雜誌第二十八卷第四號目次

○論 說……………(一頁)

○監獄の火災に就て

○講 演……………(七頁)

○所感……………法學博士 小山 溫

○刑の免除……………判 事 岡 田 庄 作

○資 料……………(二八頁)

○感化教育……………留 岡 幸 助

○統 計……………(三七頁)

○大正四年二月中入出監獄月末在監人員

表外三表……………

○雜 纂……………(四四頁)

○監獄局長の演説を讀む(四)……………典 獄 某

○漫録他山の石(承前)……………瀆 處

○少年受刑者の告白を讀む……………革 聲

○寄 書……………(五五頁)

○指紋法の沿革に就て……………根 本 生

○教務其のなり……………富 井 南 軒

○女性犯罪(承第二十八卷第二號)……………澤 田 順 次 郎

○「検事の日記」に就て検事南海生に與ふ……………小田原分監 黒田 源太郎

○保 護……………(八一頁)

○肥後慈惠會感化部保護場の近況……………

○彙 報……………(八一頁)

○叙 任……………(九二頁)

○監獄協會々報……………(九二頁)

○總會○贈與金……………

○輔成會會報……………(九二頁)

○保護會の移轉……………

監獄協會雜誌第貳拾八卷第四號

論 說

監獄の火災に就て

客月二十五日千葉監獄に失火あり土蔵一棟納屋二棟其他渡り廊下數間を焼失せり同監獄の失態なりしは深く悲むべきも比較的損害の少かりしは不幸中の幸と謂ふべきか

惟ふに監獄の事變にして最も恐るべく最も戒むべきは火災に過ぐるものなかるべし普通の民家にても火災は元より恐るべきも監獄の火災に至りては民家の其れよりも一層損害の重大なるを記臆せざるべからず何となれば監獄は四面繞らすに丈餘の塀壁を以てし脱出避難の便に乏しく而して在監者は鎖鑰嚴重なる屋内に禁錮せらるるを常とするが故に監獄に於ける火災は普通民家の火災に比し

人命に對する危險の程度適かに深甚なるは勿論若夫兇暴なる在監者にして火災の變に乗じ巧に逃走することあらんか如何なる危害を社會に加ふるやも復た知るべからず假りに囚徒の逃走するが如きは實際上想像すること能はざる事例なりと看做すも社會は必ずや監獄の火災を見て囚徒の逃走を聯想し不安と恐怖の念に襲はるゝは事實上避くべからざる所なり是豈社會に對する不測の大損害に非ず乎是を以て文明諸國の監獄に於ては夙に防火方法に深大の注意を拂ひ必詳細の規則を設け十分の設備をなし常に官吏に警戒して機械の保存消防の演習等に懈怠なからしむ彼の普國のモアビート監獄の如きは三房又は四房毎に房壁内に一具の射水管を藏置し一旦失火することあれば咄嗟に射水し得るの裝置をなし又夜警看守の要務は在監人の動靜よりも寧ろ火氣の有無に重きを置くこと云ふ夫れ文明諸國の監獄たる概して鐵材石材又は煉瓦等の不燃物を以て建築せるに尙其防火方法に注意すること此の如し然るに我國に於ては最近建築のもの數箇所を除くの外は悉く木造にして危險の度更に太甚しきものあるに反て消防の規定を疎略にし之に關する器具機械の設備十分ならず而して官吏の火災に對する

觀念多くは冷淡にして甚しきは建築技師すら防火の設備に想到せざるものあり試みに最近建築の監獄にして消防設備の比較的齊整せるものを視るに尙其監房等に發火せる場合には消防上甚しき不便を感じるものあり之を掛員に問へば曰く監房等には平素火氣なきを以て萬發火する如きことなかるべしと知らずや監獄の火根は平素火氣なき處に發すること少からざるを是れ豈寒心すべきにあらずや

然らば我國の監獄官吏は其火災に對する觀念昔時よりして冷淡なりしや曰く否徳川幕政時代に於ては都下傳馬町の獄舎に火災を起すときは豫め本所の某地に參着すべきを命じて一時在監人を解放し其命令を遵守せしものは恩典に浴せしむべしとの規定ありし意ふに幕政が在監人の生命を慮り又解放後の暴行を憂ふるが爲めに斯る機宜の規定をなせしは千古の美事と稱せざるべからず而して其當時に於ける凡百の制度は總て淺薄の思想を以て設置せらるゝに獨り監獄の火災に對して此の如きは如何に重きを此點に置きしを知るべきなり然るに現今に於ては百度皇張し行刑の事業亦年を逐ふて整頓し來れるに監獄の大事たる火

災は其跡を絶つ能はざるのみならず殊に最近に至りて頻々發生するを見る客年七月は大阪監獄に於て同年十一月は青森宮城の兩監獄に於て又本年二月は京都監獄に於て而して今回は千葉監獄に於て何れも納屋又は工場等の二三棟を焼失せしに過ぎざるも僅に九閱月にして六箇所を數ふるに至れり是れ各監獄に於ける注意不周到の結果に了らざるなきか而して其注意の不周到なるは其火災の損害輕少なるを以てにあらざるか

往年廣島監獄の火災は其損害甚大にして在監人數十名を焼死せしめたり蓋し同監獄は數房一齊に房扉を開閉するの裝置なりしに火災の際其裝置に故障を生じ爲めに數房ともに開鎖する能はざりしに由る爾後同監獄にては鎖鑰を改造し每房各別に開閉するの裝置となせり又往年盛岡監獄の火災は構外に延焼して容易に鎮止せず遂に盛岡市の大半を烏有に歸せしめたり同監獄は其後再築をなし外堀の上面を廣くして人の往來に適せしめ若し火災あるときは外堀上に於て消防し得るの設備となし又構内は墻壁を縱横に建設して數多の小區域に分割し若し火災あるも之を小區域に限りて延焼せしめざるの設備となせり此兩監獄の改造

は必しも宜しきを得しものとは云ふ能はざらんも是れ其火災の大悲惨なりしが爲めに前車の覆轍に鑒みて後車の進むを警戒せしものならんか大悲慘なりしが爲めに爾後を警戒し小損害なりしが爲めに之を等閑に附すと云ふは世情としては或は然らん然れども最も恐るべく最も戒しむべき監獄の火災に於て豈此の如き迂濶を容さんや且大阪以下五監獄の火災も其有形上の損害こそ少けれ無形的に社會に憂慮畏怖せしめしは幾許ぞや而して有形上の損害も必しも毎に之を低度止め得べきに非るべし若し風勢の強烈なる又は水量の欠乏せる等の場合には如何なる大事を惹起すべきや廣島盛岡兩監獄の二の舞を演出するに至るも亦圖られざるに非ずや

既に文明諸國の監獄にありては嘗て小火災だに有らざりしも彼の如く消防に周密の注意を拂へり又我國の幕政時代には火災に對する在監人の解放に就て彼の如く機宜の制度を設置したり獨り火災頻發せる現今に於て之を等閑に附する此の如くなれば何を以て社會の安全を保つことを得んや又監獄の消防は監獄内の失火のみに注意すべきにあらず現今各監獄の周圍には民家の建設さるゝもの益

々多し若し此等の民家にして火を失することもあらば監獄に延焼することなきを保せず監獄消防を講ずるの殊に忽にすべからざるを見るべし
吾人は各司獄官に至囑す各監必ず適當の消防規則を設け防火の方法避難の箇所機械の運用掛員の訓練等に周密の注意を拂ひ爾後再び斯る失態なきを期せんことを千葉監獄の火災に就て感あり此説を作る

講

演

所 感

(總會席上に於て)

法學博士 小 山 温 君

演

久し振りで監獄協會の總會を開かれまして、皆様方と相見ゆることを得ましたのは、甚だ歡ばしいことに存じます、私退官以後始ての監獄協會の總會でございまして、是迄退官以後御目に懸つたことは監獄協會としては是迄無いのでございます、昨年四月十八日官を免せられてから以來、私は常分眠ることに決心を致しました、少くとも一年は惰眠を貪ると云ふことに決心をして居たのでございませう、惰眠を貪るものではございますが、敢て自ら怠る積りではない、在官中諸君を惱ましたところの私の誤急の性質を直す——即ち自己修養と云ふことを考へたからでございませう、さうして其決心を實行して居つたのでございますが、今日はまだ一年に満ちませぬ、また今眠つて居る最中でございませう、併しモウ後少しになりましたから、ソロ／＼目が醒めかゝつて居るところに以て來て、頻りに此

頃起されますから夢を見ます、谷田會長も其夢を醒さうとする御一人でございまして、監獄協會の總會を開くに付て何か罷出て御話をせよ、斯う云ふ御註文がございましたが、其節にも其旨を以て之を御斷りを致しました、眠つて居る最中でございますから何も御話は出来ませぬと、御斷りを致しましたところが、それでも何んでも宜いから何か來て遣つたら宜からうと云ふ御話でございましたから、何か御話をせねばならぬことになつたのでございますが、眠つて居る最中でございますから何も考ゆる事は無いので、已むなくんば寢言を言ふより仕様が無い、私も猶監獄協會の席末を穢して居ります以上は、寢言なりと申しまして其責を塞がうと思ひますが、何分寢言のことでございますから、或は御分りがないかも知れませす、自分でも分らないのでございますから、其御積りで暫く御聽きを願ひます。

監獄の目的は何のであるかと申しますと、それは種々ございませう、それに就ては是迄に屢々御話を致したこともございます、目的の如何を茲に解決しやうとするのではございませぬが、其目的の一つであり且つ大なるものであるのは、監獄に來る人間をして縦令終りには死刑になる者であつても、尙監獄で之に對して爲さねばならぬことは、善良なる人間にすると云ふことであらうと存じます、改過遷善とよく申しますが、監獄に來る者は惡事を爲して法網に觸れたものである、それを善に遷らしめ

ると云ふことが目的の一つであるに相違なく、又目的の大なるものであるに相違ないと存じます、ところで善人にと云ふことだ申しますと、善人と云ふのはどんな者かと云ふことが極らねばならぬと思ひます、善人と云ふ言葉の者にするのではないに相違ない、善人と云ふ者にするのである、善人と響く響ではないので、それには内容が無ければならぬと思ひます、それで監獄の職に當る者は、古へよりの大問題たる善とは何ぞや、と云ふことに就て解決を與へねばならぬことになる、善の何たるか極らなければ善人の何たるか極る筈はない、在監人に對して「お前達は善人に成らねばならぬ、善人と云ふ者はどんな者である」なにも唯善人だと云ふのではお話にならぬと思ふ、そこで通常伺つて居りますのに、或は善と云ひますのは、仁を爲すことは善、慈悲を施すことは善、他を愛することは善なり、在監人に對して仁なれ、慈悲なれ、他人を愛せよと、誨へらるゝやうであります、之は孔子、釋迦、基督など大聖人の申されたことでございますから間違ひはございませんまい、眞であらうと思ひます、併しながら道德上善人でもなく而も國家の法網に觸れて來る人間に對して、仁なれ、慈悲を施せ、博く愛せよ、と言つたところで、之を受容れるでありませうか、如何でありませう、私は虞れますのに、却て反感を招きはしないかと思ひます、反抗心を起しはせぬかと思ひます試みに申して見ませう、人此世に生れて而して大事なのは何であるか、生命であらうと思ひます、生命は重んじ

なければならぬ、併し人間は活る爲には喰はねばなりませぬ、食を求むる爲には罪を犯すに至るので、自己の生命を保つが爲に食物を求めんと致しますると、其自己の求めたる食物は他人は求められぬと云ふことになる、即ち活ると云ふことの爲には他を排斥すると云ふことを包含して居ると云はねばならぬ、一つの物を二人で喰ふと云ふ譯には行かない、一人が喰へば片ッ方は喰はれまい、そこで生命を重んずると云ふことは惡であるか、自己を保存すると云ふことは惡であるか、若し生命を保ち自己を保存すると云ふことが惡でありますれば人々皆死なねばならぬ、人々死なねばならぬと云へば人類に於ける善惡の問題はない、生を保つと云ふことは善でなければならぬ、決して惡ではない、自己は食を得て自己を保ち他を排斥して榮へ行くとも限りがある、幾ら長生をしたればとて二百年三百年と續くものではない、それでありますからして唯自己が食を得て自ら養ひ、人自ら活きると云ふのみでは足りない、單に自ら活きると云ふのみでは人類は絶滅に歸しなければならぬ、茲に於てか生殖と云ふことが起る、即ち自己を分つて子となし孫となし子孫に依て自己を傳ふると云ふことが起らねばならぬ、子孫を繁殖すると云ふことは天性であるが惡であるか若し之を惡事と云ふならば人類は疾に絶滅に歸して居らなければならぬ、それで之を惡事と言はうとすればそれは人類以外の場合でなければならぬ、即ち生殖は善なりと斷定せねばならぬ人は之が爲に配偶を求める、男は女を求め女

は男を求むる、色を漁りたるが爲に法網に觸れ在豎人になる、皆善を行つて而も他人に苦しめられると云ふ結果を起して居るのではないか、古人も食色は性なり仁義は偽なりと云ふて居るのではないか、身を殺して仁を爲す自ら苦しんで慈悲を行ひ、自己を捨て隣人を愛すと云ふことは、一面に於て之を受ける他人を認むるのではないか、自己を棄て隣人を愛すると云ふたならば、其隣人から見れば自己は矢張隣人であつて、其隣人が身を棄てないと云ふことを前提にしなければならぬではないか、若しそれを前提としなければ人々皆な身を殺すこととなり人類は滅びて行かなければならぬ、仁義、慈悲、博愛と云ふことの思想の中には消極的に衝突があるのではないか、矛盾があるのではないか、兩方から手を出して突當るのも衝突であるが、雙方から手を出さぬと云ふことでも矢張衝突であるではないか、之をモウ少し大きくして考へると、現に今歐羅巴の強い、自ら世界に於ける文明國と誇稱する國々は、互に相殺し合つて居るではないか、即ち戦争と云ふものは善事であるか惡事であるか、勝るのが惡事であつて負るのが善事であるか、身を殺して仁を爲すと云ふのを之に適用するならば、自ら滅びて仕舞はねばならぬ、若し果してそれが善であるならば世は墮落して仕舞うに相違ない、戦ひに於て勝つ、何故に勝であらうか、物質的に勝り心靈的に優れたるが爲に勝つのではあるまいか、負ける方が善事と致しますれば、物質的にも劣り心靈的にも下れる方が善事であると云はなくなりしはしま

いか、それであるから戦争は善である、悪ではないと云ふ説があつて、而も戦争は權利なり且つ義務なりと云ふ説がある、御聞及びもありません、或は御讀みにもなりましたらう、獨逸のベルンハーディ將軍の著書「獨逸と次の戦争」と云ふ中に斯う云ふことがある、「競争は自然界の大法則にして自己保存即ち競争の本能は人生の自然的必要條件たり、由來人間は奮闘的動物なり、自己犠牲は是個人の存在たりと、將に個人の集團たる國家の生活たるを問はず生命の抛棄に外ならず、自己の獨立生存を確立することは最初にして且つ永久の大法なり」ベルンハーディ將軍の著書は此趣旨に於て全篇書かれて居る、即ち競争と云ふことが自己保存の必要的條件である、自己保存即ち競争は本能である、斯う云ふ風に議論をして居るのである、假りに此説を善いとも悪いともせず、此説は除いても戦争に於て勝つと云ふことは善事なりと、兎に角認められて居らねばならぬ、自己の屬する國の爲に戦ひ最も多くの敵を殺したる者は、其國の爲には最大忠臣であると現に云つて居る、然れば生を全ふし自己を後に殘す爲に食色を漁るのは善事である、即ち吾々は大善人である譯ではないか、それに身を殺して仁を爲すと云ふのは、自ら死ぬと云ふ惡事を人に教ゆるものである、如何でございませう、之は一應徹底的にその理窟は立つと思ひます、是だけ理窟を言ふ力は在監人には無いかも知れませぬけれども、無意識的に、本能的に感じて居る者は一人も無いでございませうか否澤山あらうと思ひます、そ

れに對して唯お前達は悪いからして善人に成れ、其反對にせよ自己を捨て仁を行へ、慈悲を施せ、隣人を愛せよ、と言ふて受容れるでございませうか、受容れぬでございませうか、仁義、慈悲、博愛、の態度であれ至極結構でございませう結構に相違ございませう、それでは在監人を改過遷善せしむるには効力があるまいかと存じます、其點は御攻究を煩はしたいと存するのでございませう大分時間を費しましたが此れから本題に接著して來るのでございませう私はさう云ふことを専門に研究して居るのでございませぬから、甚だ言ひ惡うございませう……適當なる言葉を知りませぬ、で御分り悪いことであらうと思ひますが、今のは前提であるのでございませうから、どうぞ今暫く御聽きを願ひたい。私は尙茲に疑ひだけを述べて御研究を煩はしたいと存じます、第一私の疑ひは善惡と云ふものがあるものでせうか、善惡と云ふもの、區別は無いのではありますまいか、唯無いでは足りませぬが、丁度譬へて申しますと云ふと寒暖の差の如きものではありますまいか、寒い暑いと云ふ差ではないのでありませうか、寒いと云ふこともなければ暑いと云ふこともない、寒暖計で七十度よりは八十度の方が暑いのではあるけれども、其暑い八十度が百度よりは寒いと云ふことにもなる、詰り程度の差である、善も惡も亦斯く如く對立して居るものではありますまいか、善の小なるのは惡であり、惡の小なるものは善であるのではありますまいか、自己保存、即ち食物を求むると云ふことは善事に相違ないけれども、人

を殺し人の物を盗み、而して自己を保存すると云ふことは善の小なるものではありませんまいか、人類は向上發展せねばならぬ、小善より大善に進まねばならぬ、惡を改めて善とせねばならぬのは、さう云ふ意味ではないでございませうか、若し善と惡と相對して居るものと致しますならば、在監人の有つて居る惡を棄しめて、善と云ふ反對の側に立つて居ることになければならぬのである、若し善惡が程度の差であるとするならば、在監人の有つて居る小善を助長して、大善にしなければならぬのではなからうか、「汝の有つて居るものは惡なり故に棄よ」と言ふからは煩悶せねばならぬことになり、自己の有つて居る其小善を段々太くするのだと云ふことになれば、反抗せずに濟みはしまいか、活るが爲に食を求むると云ふことは無論善である、其の善を進めて行くこと云ふ必要があるのであるまいか、自己が活んが爲に喰う、之が善事であると致しまして、其自己が眞に自己と云ふものになつて居るか、アリストートルに随ひますれば、人は結社性の動物である、進化論に就て考へれば結社性を有せざる動物は不適者として敗北し滅失し結社性を有つて居る動物が後に残ると云ふ、何れに致しましても、今日人が生れると直に一人と云ふことはない、他の動物は後を残すと云ふことがあれば直に死滅すると云ふことがありますが、人類は子が生れても直に滅失はしない、して見ると既に子を産むと云へば、生れるものと産むものと二個の存在を考へなければならぬ、其やうな單に親子位でなく他

に澤山の人が居る、さうして自己と云ふもの、其間に存在する、斯う云ふ世の中であつて見れば、自己と云ふものを唯單一に考へると云ふことは出来ないのではないか、自己と云ふのは他から區別する場合であつて、自己の存在と云ふことは他の存在と云ふことを意味するではあるまいか、世界に唯一人の人が居つたと見れば、自己も無ければ他も無ければ何んにも無いのではあるまいか、今日云つて見れば自己と云ふものは、既に家族の一員たる自己、村落の一員たる自己……國家の一員たる自己ではあるまいか、國家を除き村落を除き家族を除いて、自己と云ふものが存在して居るのであるか、自己保存は善事である、其自己と云ふものは唯一つの五尺幾寸の形體を具へた其肉では無いのではないか、さうすると善惡と云ふものが程度の差であると申しましたと同じやうに、自己と云ふのも亦大小の差があり小己より大己に進み行かぬばならぬのであるのではあるまいか、單獨なる自己と云ふものゝ存在は肯定されまい、——否定されなければならない——ドダイ無いのではないか、無いのを有ると思つたるが爲に、盗む、——殺すと云ふことになつたのではないのであるか、單に自己保存と申し、其自己が此限られたる小さな自己でありますならば、矢張自己保存と云ふことは出来ない、自己が自己のみで其小さな自己ならば喰うこともどうすることも出来ない、自己を延長する所以が生殖作用であると言ひましたが、單獨で出来ない、少くとも男女二人要るではないか、自己を後に活さんと欲す

れば、自己と云ふ者の活ると共にモウ一人少くとも他が活きなければならぬではないか、それであるから極悪人と雖も即ち其身のみを愛するが如く見えても、自己の如く自己の妻子は愛する者もあるのではあるまいか、其自己即ち妻となる己と云ふ極く小さい三つの自己の爲に、盗み、殺し、欺き、——色々な事をするのではあるまいか、既に一人から三人まで擴かつた、斯の如く考へれば、此處に一つの食物がある、——自己之を取れば他之を取る能はず、で他が死ぬると云ふことを意味するのではないか、前に消極的衝突があると申しましたが、單一なる自己保存と云ふことには積極的の衝突がある己と云ふ方から考へたら他人が死ぬと申しましたが、其他人も矢張己である、即ち食物を取られたらばコツチは死ぬではないか、即ち自己を保存しなければならぬ爲に、他人を排斥すると申しましたが其他人を排斥する、排斥せらるれば死すると云ふことは自己が死すると云ふことではないか、詰りドツチから申しまして事も事は同じなのである、本へ戻つて自己保存は善事なりと矢張言へるのであります、唯夫が小さい自己も小さく善も小さいが爲に、唯善くない事を爲すことになるのではありませぬか、尙申上ぐれば、私の言はむと欲する所は盡きませぬが、まだ後の演説もあるさうですから、斯う云ふ専門以外の事は、私の意思が御分りになつても餘り利益がございまいと思ひますから、是に止めます、寢言でございいますから一向自分にも分りませぬが、皆様にも御分りはありますまい、か幾

分御參考にでもなれば甚だ満足でございいます、寢言の爲に清聴を煩はしました段は謝します。(完)

腹案にては人は他人を犯す他人の力を藉らす自己の力に依て食ふと云ふ事が道德の根本義なりとの結論を爲さん積なりしが時足らずして其意を達することを得たりしは余の遺憾とする所なり

温 附 記

刑の免除

判 事 岡 田 庄 作 君

一向面白い材料を持つて居りませぬ、詰らない事でも宜ければ御話申上げやうと云ふ譯でお引受けしたやうな次第で局長のお言葉程うまい事を申上げる譯に参りませぬ、殊に私は饒舌ることが下手でございいます題が詰らないし饒舌ることが下手でございいますから勢ひ諸君の嫌厭を招くことがあらうと存じますが暫く御清聴を願ひます。

題は刑の免除と云ふのでございいます、凡そ或制度を設けるとか或は又設けられたる制度を評論するとか云ふ事に付きましてはあらゆる方面から之を研究する事が必要であり又斯くしなければならぬ

ものであらうと思ふ、私も此制度を有ゆる方面から研究をして見たいと存するのであります、此制度は言ふまでもなく刑罰を科せないと言ふ事になるのでありまして刑罰を科せないと云ふ事になりますと、財政上に及ぼす所の影響は申すまでもなく都合が宜い、監獄に囚徒を入れないと言ふ事になるのでありますから監獄の經濟が好都合に行くことは勿論のこと、監獄に入れずに自由に社會に活動をさせることになるのであるから社會一般の經濟から申しても亦好都合であることは論を待ない話である、又事務の上より考へて見ましても第一檢事の手許に來る刑の執行のことは勿論監獄内に於ける諸般の手續が省けることは又言ふまでもない事である、此兩方面より見ますれば刑の免除の制度は至極結構な制度である、併ながら今申上げましたる如く制度を評論する上に於きましては唯斯う云ふ好都合と云ふことのみに偏して之を論斷することは頗る危険である、是に於てか他の方面より之を觀察して見やうと思ふのでありますが、第一に刑罰の目的の上より研究して見たいと思ふ、言ひ換へて見れば現今に於ける刑事學即ち刑事政策の方面より此制度が良いか惡いかを研究して見やうと思ふのであります、斯う云ふ話は至つて理窟ばかりなりまして茶話會の話と致しては不相應しくないかも知れませぬが、申上げなければ分らない、従つて面白くないと知りながらお話を申上げる事に致します。

現今の刑事政策に於きまして御承知の如く學派が二ツに分れて居る、一ツを名づけて新派と言ひ他

の一ツは舊派と言ふ、其詳細に至りましては諸君の疾くに御承知の事であらうと存しますが、話の順序と致して新派が何を言ふ舊派が何を言ふかと言ふ事を申上げなければならぬと思ひます、第一に舊派の申すことを御紹介して見やうと思ふ、舊派は第一に刑罰の目的と云ふものは報償である、報償と云ふことはどう云ふ事であるかと言ひますと、之を平たく言へば行爲の對償である、善良なる行爲に對しては善良なる對償が拂はれ、不良なる行爲に對して不良なる對償が拂はるゝ、而して犯罪は不良なる行爲であるが故にそれに對する報償即ち對償として不良なるあるものが拂はるゝのである、而して不良なる報償を名づけて刑罰と云ふ、此行爲と報償との關係は無論正比例をするものである、十の善行に對しては十の善報があり十の惡行に對しては十の惡報がある、其相互の關係は正比例をするものであるから正比例をせざるものは或は報償と云ふことは出来ないかも知れない、斯う云ふやうに説明をするのであります、併ながら刑罰の目的を報償であると言つても其目的たるや唯一の目的ではない、又最終の目的ではない刑罰の最終の目的は何であるかと云ふと、それは犯罪を鎮壓して以て社會の秩序を維持するに在る、其犯罪を鎮壓する方法として以て報償刑を科するといふのである。而して報償刑の性質を害せざる限りに於て犯人を威嚇し或は犯人を改善し或は犯人を淘汰する、尙ほ犯人以外の一般國民に對しては刑法の威嚴を示し以て之を威嚇するものである斯う云ふ事を言ふのであり

ます、一口に申しまゝると舊派の方でも特別の豫防の目的を達しなければならぬし一般豫防の目的を達しなければならぬと云ふのであります、併ながら唯其達する方法としては刑罰なる報償を科して以て之を達せんとするのである、之に反して新派の言ふ所に依りますと刑罰の目的と云ふものは斯の如き報償ではない、報償を科するが爲に刑罰を科するのではない刑罰を科する目的は要するに社會の保護である、であるから刑罰の種類を選定する上に於ても報償に相當する即ち報償の性質に適當する種類の刑罰を選定すべきにあらずして、社會の保護に適當なる刑罰を選定するのである、換言すれば現に行はれたる行爲に對して其行爲を標準として以て刑罰の種類及程度を定むべきものに非ずして、將來に於て犯罪を反覆するやうな事のないやうに或種類の材料の選定をすべきものである、それであるから刑罰の種類及其程度を定むる上に於てはどうしても犯人の特質と云ふものを參考に供せなければならぬ、犯人は一體どう云ふ風な種類があるかと言へば、先づ出來心で犯す所の瞬間犯人がある或は大分犯罪性が深くなつてさうして之を改善しなければ社會一般の人間と同一なる程度の者にならない、けれども其改善性はある即ち所謂改善不能の犯人がある、第三番目は犯罪性の傾向が最も深くして而して改善性を有せない、所謂改善不能の犯人がある、第一の瞬間犯人に對しては之を威し、第二の改善可能の犯人に對しては之を改善し、第三の改善不能の犯人に對しては之を淘汰する斯う云ふやう

な方法に依るべきである、であるから此目的に合ふやうな種類及程度性質に於て刑罰を選定しなければならぬ、要するに新派の言ふ所は第一犯人に對して特別に之を豫防せんと欲するのである、併ながら又新派も一般豫防を全く看過したものではないのであります、是に於て此兩者の要求する所を結論致しますると、舊派の申します所に依れば、苟も報償の目的を達する事が出来る以上は社會の保護は先づ第二の地位に置くべきものである、十の悪行に對して十の報償を科すればそれを以て刑罰の目的は達したものである、又其上にもう五ツのものがなければ社會を保護するには足りない云ふやうな事があるとしても、十の悪行に對して十五の刑罰を科すべきものでない、社會保護に必要な他の五ツのものに對しては寧ろ他の制度を採用すべきものであると云ふのであります、新派は報償は五であらうが三であらうが十であらうがそんな事は顧る必要がない、社會の保護をするのに若し十五の制裁を必要とするならば縦令悪行の價值が十でありても矢張十五の價值ある制度を採用しなければならぬ、採用すべき制度は其性質に於て分量に於て其他凡ての點に於て社會保護に正比例しなければならぬといふのであります、果して然らば刑罰の目的と刑の免除とは如何なる關係に立つのであらうか、舊派の言ふ所に依りますと刑罰は悪い行爲に對する所の報償であつて、悪い行爲があれば常に此報償を科せなければならぬと言ふのでありますから、悪い行爲あるにも拘らず其制裁を科せずして之を

免除すると云ふ制度は最も不良な制度であると云ふのであります、新派の言ふ所に依ると刑罰を科する所の目的は要するに社會の保護にあるので社會が保護せられたる以上は何も刑罰を科するに及ばない、刑を免除する場合と云ふものは犯罪が極めて小く従つて被害の程度も極めて低い犯人は改善せられて居り被害者は満足して居る、少しも刑罰を科する必要がないやうな場合である斯る場合に於て、單に犯人が悪い行爲をしたからと言ふ理由のみにて刑罰を科するといふは間違である、即ち社會を保護する必要がないのに更に社會を保護すべき制度を採用するといふことは愚の極である斯う云ふ風に論ずるのであります、我刑法は刑の免除を採用して居るのであります、刑の免除を採用する所以と云ふものは要するに、新派の言ふ所を是認したる結果に出てたものであらうと思ひます。

其次は刑の免除は裁判官の權限に屬せしめても宜しいか如何かといふのであります、第一に述べべきは刑の免除の性質である、刑の免除は如何なる性質を有するものであるか、刑の免除と云ふことは要するに恩赦ではあるまいか、斯う云ふ事を舊派の人は言ふのであります、而して尙舊派のいふ處によれば恩赦と云ふものは三ツある一ツは判決前の恩赦である、一ツは判決に於て言渡す所のもの、もう一ツは判決確定後に於ての恩赦である、判決前のものは現今の起訴猶豫の制度を言ふのである、判決に於て爲す所の恩赦は刑法に於て刑の免除即ち被告は是れ々々の悪い事をしたけれども刑の免除を

すると云ふやうな鹽梅に宣告する制度をいふのであります、判決確定後に於て爲す所の刑の免除は現今に於ける所謂特赦大赦の如き性質の恩赦を言ふのである、此三通りの恩赦が一體普通一般に於ては君主の大權に屬するものである、それであるからして法律上特別に斯う云ふ場合に斯う云ふ風な恩赦をしなければならぬと云ふやうな根據はない、又法律上犯人又は親族の請求權と云ふものはない、或は是等のものは國家に吉事あり凶事あり即ちお目出度か悲しい事か何か變つた事がある場合に君主の自由裁量で勝手に爲すべき所の性質を有するのである、時としては法律上の刑罰が頗る嚴酷に失するやうな場合に於ては此恩赦の使用制度が其活用を爲す場合は多々あるのである、併ながら是等の恩赦と雖も悪行ある場合に於て初めて恩赦の制度が活用するのである、悪い行爲がある之を赦してやるのに過ぎない、悪い行爲が無いにも拘らず之を許してやるのではない、刑の免除に就ては如何に言ふかと云ふと刑の免除は恩赦の場合と同じやうに茲に刑事責任がある然らば刑を科すべきものであるが特に之を赦してやる、斯ういふ點に於て恩赦と其趣を一にする、又刑の免除の制度と雖も一般人は勿論犯人の請求權の無いと云ふ點に就ては恩赦制度同様である、又自由に裁量すると云ふ點に於ても恩赦と其趣きを一にする唯異なる所は恩赦の方は法律上に根據する所なく刑の免除の方は法律に規定あるが故に裁判官が之を適用して刑を免除するに過ぎない、新派の方から言ふと成程恩赦と刑の免除とは

今言ふやうな工合に違ふ所もあり同じ所もある、けれども要するに一方は法に根據があり他方は法に根據がないして見ると刑の免除は恩赦と違ふのである、さうすると何も恩赦權が君主に屬する故を以て刑の免除權も亦君主に屬しなければならぬと云ふものではない、恩赦は君主に屬するが故に刑の免除もさうであるとして裁判官の自由裁量に屬させて宜い、舊派の方で言ふと恩赦と刑の免除とは同じ所が多いから刑の免除の本質は恩赦である、恩赦であるから之を裁判官に委すると云ふのは頗る間違つた話であつて寧ろ君主の大權に屬すべき性質である、裁判官に之を委することは即ち君主の大權を侵害するものである斯う云ふやうな工合に言ふのである、是に於て申上げるべきは君主の恩赦權と裁判官の爲す所の刑の免除權と理窟は兎も角も實際に於て如何なる相違があるかと云ふ事である是に就て新派のいふ處と舊派のいふ處と違ふ舊派のいふ處によると實際には裁判官と云ふものは御承知の如く澤山ある、裁判所と云ふものも亦其數が澤山ある、であるから裁判官に依て刑の免除を爲せば其爲したる所の裁判と云ふものは頗る不平等の結果を來すのである、甲の裁判所に於て或裁判官が或事件を免除する、他の裁判所に於て他の裁判官が同じやうな性質を有する行爲に對して刑罰を科すると云ふやうな工合にどうしても不平等の結果を來す、従つて公平の觀念に反する然るに君主は只一人である、譯であるからどうしても不平等と云ふやうな惡結果を來すことは頗る稀である前申し上げました

るが如く同じ條件ならば甲に對しても免除をなし乙に對しても亦免除をなすと云ふ事になる譯である従て裁判官の爲す刑の免除は惡制度である、故に君主に刑の免除權と云ふものを引渡すが宜いと云ふのである、所が之に對する新派の言ふ所に依りますと、御尤の話であるが君主は一體何に依て刑の免除を爲し及何に依て恩赦と云ふものを行ふかと言へば、それは澤山の報告に基いて刑の免除をするならばする、恩赦をするならばすると云ふ事になるのである、其澤山の報告と云ふものは何人より來るかと云ふと許多の官廳から來るのである、換言すれば許多の官吏尙換言すれば許多の自然人より各別の頭を以て觀察したる報告書に基いて君主が此恩赦なる免除をせらるゝ譯であるさうすると云ふと一番最終の裁決は君主に依てせらるゝのであるから一應平等のやうに見えるけれども其實不平等なる報告に基いてせらるゝのであるから其結果が理窟で言ふ如き公平平等なるものでない、今若し之を裁判官に依てやらせることになる、裁判官は報告に基いてやるのでない、直接審理に依て被告人に面接し又は多くの證人を取調べて自由判斷するのであるから、此點に於て少くも其真相を穿つ事が出来る、さう云ふやうな譯で一面に於て多少弊害なきにしも非ずと雖も、矢張裁判官に依てやる方が宜い斯う云ふ事を言ふのであります、我新刑法は勿論此新派の理窟に基き刑の免除を採用せられた譯であらうと思ふ。

さうすると恩赦云ふものは裁判官の職權と一致するであらうかといふ疑問が起るのである、裁判官の職權は證據に依て事實を確定し、其確定せられたる事實に法律を適用し、而して刑の量定をする、事實の確定と云ふものは證據に依て爲すものである、所が證據の採否解釋又は判斷は全く裁判官の自由裁量範圍に屬するのであつて従て事實の判斷も亦裁判官の自由裁量範圍に屬するのである裁判官が或事實を捉へて罪とならぬやうに事實を否定する事もあり又其反對に之を認定することもある、要するに事實の認定は裁判官の自由裁量範圍に屬する事項である、第二法律を適用せんと欲せば法律の解釋をしなければならぬ、法律の解釋をするには無論法律の精神に反してはならぬが、其法律の精神の許す範圍内に於て自由に解釋することが出来る、即ち法律の解釋も亦裁判官の自由裁量の範圍に屬するのである、此確定せられたる事實に解釋せられたる法律を適用し、而して求められたる結論が即ち刑を與へると云ふ事になるのである、刑を裁量する上に於ても法の許す範圍内に於ては其種類程度共に裁判官が自由に裁量するのである我刑法の如き法制の下に於ては此點に於ける裁判官の裁量權が甚だ廣くして頗る大なるものがあると言つて差支ないのである、斯う云ふ風に事實の確定に於て自由裁量の範圍があり、法律解釋に於ても自由裁量の範圍があり而して刑の量定に於ても亦自由裁量の範圍がある裁判官の自由裁量の範圍や極めて廣且つ大である其上に更に自由裁量の範圍を加へると云ふ事が

善いか惡いかと云ふ點に就て新派と舊派の意見が異なるのである、舊派の人が言ふのに左程までに大なる自由裁量の範圍廣き權限を裁判官に與へて置き、其上に更に刑を免除することを得ると否との裁量範圍まで裁判官に與へるといふことは頗る危険である、殊に非常に多忙なる時期に於ては、逆も裁判官は最深の注意を拂つて適當に事實を確定し適當に法律を解釋し或は又適當の刑を量定すると云ふ事は難しい、要するに此範圍の廣大なるに連れて公平の裁判とか正當なる裁判とか正義に合する裁判と云ふ事は少なくなるのであつて、免除の制度を設けて而して裁判官に自由に裁量せしむると云ふことになれば一層の不正當一層の不公平一層の不正義を來すといふ事になるのである、新派の主張する所に依ると、裁判官には今言つた如き廣且つ大なる自由裁量權があるのである、それ程廣大なる自由裁量をする所の裁判官であるのであるから之に刑の免除をする即ち刑の免除の自由裁量を託しても少しも弊害を生すべきものでない、若し生すべきものとするならば從來裁判官の自由裁量の範圍に屬すとして何人も怪まざる事實の確定法律の解釋刑の量定と云ふ事に關する自由裁量に就ても既に業に多くの弊害が生じて居らなければならぬ、従て是等も裁判官に一任してはならぬといはねばならないのであるから此刑の免除の制度を加へても大した間違はない、裁判官がどうも巧くやらないと云ふのは要するに或は裁判官其ものが餘り良くないからである。(未完)

感化教育(總會席上に於て)

留岡幸助君

感化事業の發達は其淵源刑事政策にありて、不良子女を放逸の儘に委せんか、彼等は應て惡漢無賴の徒と化し、社會に害毒を流すこと寔に少からず、依て之を未然に防衛し彼等を獨立自營の民となすは感化事業の目的となす、今を距る五六十年前までは、何れの國に於ても不良子女を一般犯罪者と同一監獄に繋ぎ、刑罰を以て其の不良行為を矯正せんとしたり、抑舊時の刑事政策は、其の根本に於て誤れるを見る其の誤れる所以のものは不良行為を現はすに至りたる原因を釋ねず、只其の結果の恐るべく、惡むべきを知りて、徒らに懲戒せしに過ぎざればなり、然るに其後實驗と研究の積むに従ひ斯業の先覺者は彼等の惡化が其境遇と遺傳とにあることを發見し、從ひて彼等の不良行為にのみ注目して之を監獄に投するは策の得たるものにあらずるを痛論せり、刑獄の懲戒は僅に効果を生ぜざるのみ

ならず、却て惡影響の恐るべきものあり、見よ繁獄者の多數は所謂習慣犯罪者にして云はゞ頑鈍化し難きものにあらずや、然るに病の未だ膏肓に入らざるものを囚へて此等習慣犯罪者と同居せしむ改善の道果して何處にかある、畢竟犯罪者殊に習慣犯罪者の激増する所以のものは、少年者を繁獄に處するの誤りたる刑事政策に由らずんばあらず、英國の監獄學者モリソン博士は其の名著「未成年犯罪者」中に此點に論及して

予は廣く實地に犯罪者を研究したる後、習慣犯罪者則ち犯罪を職業となす惡漢は、其の罪惡の必ずや幼時に萌芽せることの確信を得たり、幼時に於て犯罪の習慣をなすものにあざれば老ひて習慣犯罪者となるは比較的僅少なるものなり、凡そ犯罪者は大別して二種となすことを得、習慣犯罪者、偶發犯罪者則ち是なり、時に其の差別實際不明なることなきにあらずと雖も、概して犯罪人の間には此二つの截然たる區別を存するものとす、而して偶發者は幼時に於て犯罪的習慣をなすにあらずるよりは習慣犯罪者となるもの甚だ稀にして、其の前者より轉じて後者に移るは多く少年時代に起るを常とす、茲に於てか知る習慣犯罪者を處置するに最も有効なる方法の一は少年犯罪者を矯正し、牢として抜くべからざる犯罪反覆の惡習に陥らしめざるに在る事を、

と於是乎近世刑事政策が示す所の傾向の一は、能ふべくんば、犯罪者の或種類のものは可成丈監獄の

外に於て處罰し、以て改善を期せしめんとするにあり、其一方策として未成年者を監獄より分離して之を教育の範圍即ち學校制度の裡に於て教育せんとするに至れり、之れ十九世紀の初頭に起りたる思想にして、爾來其思想の實驗が今日の如き感化事業を發達せしむるに至りたる主因たらずんばあらず、少年を監獄するは常に少年者を惡化するの虞あるのみならず、其感化の難くして失費の多き、之を感化事業と比較して甚しき大差あるを見る、若し少年者を監獄に投せんか、罪惡の傳染は偶彼等をして犯罪を繰返へさしむるの因となり、其結果益頑剛執の性を増長し、彼等の六十乃至七十「パーセント」は其犯罪を重複するに至るは司獄者の立證する所也、之に反して感化事業の實驗に徴するに入院者の爲に對する七十乃至八十は感化の實績を擧げ以て退院後は獨立自營の民と化するに至る、是れ其の難易の點に於て雲泥の差あるを示すものなり加之經費に於ても一監獄を建築せんには多きは四五十萬圓少きは二三十萬圓を要すべく、且つ犯罪者あるが爲に警察事務は繁忙を極め、裁判所又其の刑事被告人を處分せざるべからず、斯るが故に警察、裁判、監獄の經費を合算するときは、一人の犯罪者あるが爲に國家が費す所は蓋し鮮少なざるものあるを知るに足らん、然るに感化院を建築するの經費と少年者を教養する費用とは之を犯罪者に關する一切の失費額と比較するに極めて少額なるは言を俟たず、而して其の收むる所の効果の大なるは以上述ぶるが如し、之れ余が感化事業を監獄事業に比

して難易と經費とに於て大差ありと云ふ所以なり。

然らば不良少年とは何ぞや我が感化法の規定する所に據れば左の三種に別つことを得べし。

第一、滿八歳以上十八歳未滿の者にして不良行爲を爲し、又は不良行爲を爲すの虞あり、且つ適當の親權を行ふものなく、地方長官に於て入院を必要と認めたるもの、

第二、十八歳未滿の者にして親權者、又は後見人より、入院を出願し、地方長官に於て其の必要を認めたるもの、

第三、裁判所の許可を経て、懲戒場に入るべき者、

この三種は所謂我が感化法の司配を受くべきものにて、果して我國に存在する不良少年は幾何ありやと云ふに、明治三十九年内務省の調査に依れば八歳より二十歳未滿の男女を合して、不良行爲を現せるもの、全國を通して、概ね五萬二千人ありとせり、之れ果して實數なりや否やは、確言し能はずと雖、思ふに少くとも五萬二千人は下らざるべしと信ず、而して此等不良行爲を現する未成年者を教養する感化院は公私を合せて五十有三、其の收容總數は千三百三十二人、之が爲に費す經費は年額二十八萬餘圓にして、之を我國に監者の數六萬人と其の費す所の年額六百萬圓に比すれば、思ひ半ばに過ぎるものあらん、即ち知る國家に犯罪者の多きは害を蒙むるの甚しきと、失費の多大なることを、於此

乎感化事業を完成して犯罪者を減少するは、國家緊急の問題にして、失恃にして放浪せる兒童を救済するは人道の要務と謂はざるべからず。

一感化教育の意義、我國人の從來用ひ來れる感化なる字義は感化化すると言ふことには有徳の人物に薰化されとか、名僧智識に教化されとか言ふ時に用ひられ宗教と道德とに深き關係を有せり、然るに茲に所謂感化なる語は社會的意義を有し漢字其の儘にては充分其の意義を發揮すること能はざるものあり、之を英語に就て見るに Reform なる語は語其の儘にて其意義を言明して餘地あり、感化即ち Reform なる文字は通常改善又は改良と翻譯せらるゝを常とす、改良又は改善と云ふからには、元善かりしものか或原因によりて惡化又は墮落したるを意味す Reform なる Re は再にして Form は形造ると云ふことなるか故に Reform の一字を以て『再び形造る』と云ふことを言明するものなり。

『再び形造る』と云ふことは元善かりしものか或原因によりて惡化されたるを言明するものなるか故に社會的意義を含蓄する感化なる語は其の關係する所の區域甚た廣く且つ常に少年のみならず、大人と雖惡化し墮落したる境涯にあるものは改善を要すべきや固より明かなり、其れ故に廣き意味に於る感化事業は常に少年者の改善のみに止らず犯罪者、淫賣婦、賭博者、浮浪者、白痴低能者、醉漢者等

は少くとも此の範圍内に算入せざるを得ざるものなり、然れども今茲に述べんとする感化教育なるものは斯る廣汎なる意義を有せず我が感化法に規定せるか如き狹義に於ける事業を云ふものなり抑狹義の感化事業とは、

資

第一、遺棄の狀態にあるもの、

第二、不良行爲の狀態にあるもの、

第三、犯罪行爲の狀態にあるもの、

此の三種に屬するものにて、此等未丁年者を教養感化する事業を稱して感化教育とは云ふなり、要するに狹義の感化教育は失恃兒童と犯罪少年とを教養感化するの事業なり、然れども第三種類に屬する犯罪行爲の狀態にある未成年者は我が現行感化法を以て取扱ふべきものにあらず、然らば即ち此等の未成年者は何れに於て之を取扱ふべきやと云ふに、刑法の範圍内に於て處斷せざる可らず、故に其の處罰さるべき場所は之を監獄に於てせざるべからず、

我が現行監獄法に據れば同法第二條

二月以上の懲役に處せられたる十八歳未満の者は特に設けられたる監獄又は監獄内に特に分界を設けたる場所に之を拘禁す

とあり然れども感化教育本來の旨義より考ふる時は、未成年者を監獄内に拘禁するは法制の不滿と謂ふべく、我現行感化法が其の收容年齢を從來の十六歳を改めて十八歳に延長したるは即ち未成年者を監獄に拘禁することの不可なることを説明して餘りあるものなり、如上の分類中遺棄の状態にあるものとは、所謂失恃の兒童にして両親もなければ親族もなく、浮浪漂泊せるもの、若くは假令両親又は親戚ありと雖も扶養の義務を全ふし能はざるもの、若し此等を其の放縱の儘に委せんか餓渴すべく、竊盜すべきは蓋し自然の數なり、故に之を事前に防禦するは國家が父兄に代りて兒童を教養するものにて、此の教養たるや應て起らんとする犯罪を未然に防遏する所以なり、然れば我感化法の第五條一項に依り地方長官に斯る兒童を強制して感化院に收容する職權を與へたるは誠に當然の事と謂ふべし、英國にては斯る種類に屬するものを國家の兒童 (The Children of State) と稱して周到なる保護教養を加ふるなり

不良行爲の状態にある兒童は既に不良行爲を現出して家庭を亂だし、両親を苦しめ施ひては社會の安寧秩序を紊亂するものなれば、固より之に向つて相當の制裁を加ふるは理の當に然るべきことなり、十四歳以上二十歳未満の者にして犯罪行爲を現出するあれば刑法の條文に照らして彼等を監獄に拘禁するなり、然れども其の行爲の性質單に不良に止るときは假令十四歳以上と雖地方長官の命令を以て

感化院に入院せしむ、現下文明各國に於て不良少年を處分するの道は、概ね四方法あるが如し。

第一、警察的措置、不良少年の或者は警察的職權を以て威嚇することは極めて有効なるものあり、其の威嚇の形式は如何にするかと云ふに、微罪は檢舉せざるにあり、而して警吏は其の不良行爲の稍々輕きものは説諭し、其の重きに至ては留置するにあり、説諭と留置は或種の不良少年を遇する最も効果ある措置なり。

第二、司法的措置、司法的措置は起訴の猶豫と刑の執行猶豫是れなり。

第三、行刑的措置、行刑的措置は不良少年の中には頑犇剛執なるものありて通常一般の方法手段にては容易に感化し難きものあり、是を以て社會の安全と少年自らの爲に之を監獄に收容して其自由を拘束するは策の得たるものなり、(我感化法は感化院にて改善し能はざる者を監獄に送致するの條項なきは法の不備と云ふべし、)

第四、教育的措置、教育的措置は懲戒と刑罰とに依らず、學校制度の裡に於て少年者を感化せんとするにあり、感化法の主として活動すべきは此點に在り。

不良子弟は刑罰を以て律すべきものにあらずとは、永き以前より學者實驗家の唱道したる所にして其の理由は少年自ら其の行爲に責任あらず、其不良となりし原因は、(一)營養の不良なること、(二)

兒童を監督するの不行届なること、(三)不良なる家庭に成育したること、(四)境遇的聯想の惡かりしこと、(五)兒童其者の犯罪に傾向する性情の強かりこと等にして就中兒童をして不良に陥らしむるに與つて力あるものは境遇則是れなり近年米國に發達したる少年裁判所の兒童を取扱ふ理想は嬌正せんよりは寧ろ教育すべきものありとの旨義に立つ、思へらく人の良心及性格なるものは一夜造りに形成せらるべきものにあらず、漸次發達すべきものなれば、少年者の失行は其頭腦に絶へず印象する境遇の勢力に外ならずと、これは輓近心理學者や倫理學者の唱道する所にして、少年裁判所が兒童を處遇する根本主義も畢竟此理想の胚胎に外ならざるなり。

抑境遇とは家庭と家庭外とに於ける彼等か成育したる處を云へるものにて、彼等を圍繞したる四圍の情況が多く彼等を惡化するに與つて力ありしなり、而して彼等の多くか不良に陥る原由の一は彼等の百中三十五乃至四十か兩親若くは其孰れかを失ひたる孤兒なるにあり、假令兩親生存して家庭を有するものなきにあらずと雖も、其家庭の不良なる到底子弟を育成するに適せず是を以て不良子弟の多くは遂に社會と調和せざるに至る、加之少年の中には不幸惡漢の使喚する所となり、遂にその群に投して惡爲暴行を逞ふす、總して不良少年なるものは各種の不幸なる原因によりて惡化されたるものにて、寧ろ憫むべきも之を罰すべきにあらざること炳として火を見るよりも明かなり、是れ近世の法律が刑罰制度を以て律せず、之を教育制度に於て處遇する所以なり。(未完)

統計

統計

大正四年二月中入出監並月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	入	出	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
受刑者	五〇、二一四	四、五八一	四、二四六	五〇、五四九	五〇、二一四	五六、五二九	三三五△五九八〇
刑事被告人	三、七九一	四、四七五	四、二二七	四、〇二九	三、七九一	四、二二一	二三八△一八三
勞務場留置者	八三八	一、二二四	一、〇三三	一、〇一九	八三八	九四一	一八一
乳兒	五七	一五	二〇	五二	五七	四六	五
總計	五二、五一九	九、五〇三	八、七八二	五三、二四〇	五二、五一九	五八、九四〇	七二一△五、七〇〇
女	二、三八一	七八二	七五四	二、四〇九	二、三八一	二、七八八	二八△三七九
男	五四、九〇〇	一〇、二八五	九、五三六	五五、六四九	五四、九〇〇	六一、七二八	七四九△六、〇七九
備考	内、朝鮮人受刑者男一八人刑事被告人男一人アリ						

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	英吉利	北米	露西亞	獨逸	總計
男	男	男	男	男	男
女	女	女	女	女	女
受刑者	一	一	一	一	一
刑事被告人	一	一	一	一	一
勞務場留置者	一	一	一	一	一
乳兒	一	一	一	一	一
總計	一	一	一	一	一

[illegible]

大正四年二月末在監者人員表

[illegible]

[illegible]

受刑者ノ年齢	十八歳未満	一、五八九	一一〇	一、六九九	一、六五五	一、六五五	四四四
二十歳未満	二、〇四四	一二一	二、一六五	二、一〇三	二、二七七	六二△	一一二
二十歳以上	四四、七八五	一、九〇〇	四六、六八五	四六、四五六	五二、五九七	二二九△	五、九一二
計	四八、四一八	二、一三一	五〇、五四九	五〇、二一四	五六、五二九	三三五△	五、九八〇

大正四年二月末日現在在監受刑者罪名表

罪名	男	女	計	前月未日	前年同月	前月比	前年比
竊盜	二五、九二六	八六三	二六、七八九	二六、六四三	二九、〇五五	△	△
強盜	二九五九	一二	二、九七一	二、九八四	三、一二〇	△	△
賭博及ヒ富戯	三、〇四〇	九六	三、一三六	二、九四四	四、二五四	△	△
詐欺及ヒ恐喝	五、七九一	一三五	五、九二六	五、八七一	六、九五四	△	△
横領	二、〇九四	四七	二、一四一	二、一二八	二、四六八	△	△
贓物ニ關ス	五二六	四三	五六九	五五三	六二二	△	△
毀棄及ヒ隱匿	五三	一	五三	五三	六三	△	△
通貨偽造	一七六	一	一七六	一八〇	二六六	△	△
文書、有價證券偽造	一、一九六	四二	一、二三八	一、二四二	一、四九三	△	△
印章偽造	四三	一	四四	四九	七四	△	△
偽證及ヒ誣告	一〇四	二	一〇六	一一一	九八	△	△
贓	六三	一	六四	五七	四五	△	△
猥褻姦淫及ヒ重婚	三二九	二四	三三三	三六三	四五四	△	△
傷害	一、三二五	二八	一、三五三	一、三八七	一、五二〇	△	△

雜誌

監獄局長の演説を讀む(四)

典獄 某

我々實務者は、この局長閣下の演説に對しては、返す／＼も只た普通一遍の考を以て、冷淡に聞流してはならないと思ふ、何故かとなれば局長閣下の今回の演説は、實に時代の要求に應せしめん爲めに、我々實務者の精神も思想も總て之を、根本的に改造せしめねばならぬとの、切なる熱情より迸り出てたる、一大ダイナマイクの意味のものである、若しそれ茲に氣がつかず、唯た尋常一般のものとして見てのけんには、恰かも導火線を斷たれたる火藥の如く、又は電池を離れたる電話の如く我々は全く其の用を爲さざる無用の長物となりて、遂には投棄せらるるの運命に到着せねばならぬ。

此の點に就ては前回にも言を極めて、我々はこの演説に對し深く傾聴する所あり、又深く猛省する所ありて、此際十分に覺悟する所あらねばならぬことを述べたけれども、尙ほ吳々も今回と云ふ今回こそは全く、眞劍勝負の覺悟にて考へねばならぬと思ふ、處か之を普通の場合に徴するに、如何なる演説や警告を聞いても、それは自分の爲めに言はれたのではない、あれは他の人の爲めに言はれたのだと、受け流して仕舞ひ自分は天晴一人前の腕利きであり、適任者であるとの考を持つ所の、自分天狗が到處に見らるるものであるが、然し今回の演説に限りては決して他人の爲めでない、即ち各自銘々の爲めであつて、殊に其の自分天狗の人の爲めにせられたことを知らねばならぬ、故に今回の演説は頗る眞面目になつて、御互に誰彼と云はず各自銘々に趣味熟考の義務がある、而して銘々の思想の上に大革命を起し、其の固陋なる

僻見や、淺薄幼稚なる考や又は其の他の陋習舊慣の因はれより、釋き放たれることを專一に努めねばなるまい。

善い事なればドコ迄も従前の仕來を追ふて行くのが當然であるが、悪い事なれば速に之を改めるべき筈でありますけれども、一たび慣習となり、先例となつた以上は、容易に善し惡しの判断がつかなくなつてゐるものである、又た縱し其の判習慣は善くないと覺つても、之を廢めることは極めて困難なものである。

舊慣を打破するに付き餘程の堅い決心がなくてはならぬのである、就中我監獄の如く守舊的風習の盛な所では、此の點に於て一層の奮發と努力を要することと考へる。

道埤、洵に其の通りであつて一言の加ふべきはない、而して誰れが斯様な境遇にあるのか、即ち之れ我々共が其様な哀れな有様にて、只今現在あるのではないか、噫之れ果して他人が斯くある譯で

ないことに氣が付くならば、我々共は如何にかして奮然として、斯かる境遇より脱出するの工夫なくして叶はぬではあるまいか、而してこは之れ局長閣下の言の通り、決して易易たる尋常茶飯の事ではない、之は餘程の勇氣と奮發が要する事である、所謂産みの苦みをせねば、この舊慣てふ古き胎内より生れ出で、新境涯に移ることの出來ないことも、須らく覺悟せなくてはならないのである。

元來監獄は社會と隔離せられた別天地で、直接に世の中の刺戟を受けぬのみならず、其の仕事が單調で變化に乏しいのである。

斯様な所では兎角に傳來の型に依つて、萬事を處理する様になるのは自然の勢ひでありますけれども、我國の監獄は特に舊慣に因はれて居るのではあるまいか、餘りに時勢の進進に後れて居るのではあるまいかと思はれる。

我々其の遣り方は今この局長閣下の觀察に對し

て、否定することが出来よふか、如何に引き目に見んとしても残念ながら世の進運に後れ居るのは、事實全く其の通りであつて、此處は男子らしく自ら承認するより外に致方あるまい、果して事實其の通りと思ひ着いて見る時に、我同僚諸君は何れも血性の士、唯か晏如として碌々爲す無くして畢ることが出来ようか、古語にも『志茲に無ければ死ぬる也』と云ふがある、我々は幸に大正維新の盛時に遭ひ、殊に獄務大刷新の盛代に其の衝に當る、豈に多少の因縁なしとせんやである、『因縁とは天、徳を我に生ず桓離其れ我を如何』との意味のあるを云ふのであつて、其の抱負の大なる丈それ丈責任の大なる事を意味するの勿論であるが、果して斯様の因縁があるとすれば、御互たるもの何で勵ますして居られようか。

私は一々具體的に事實を擧げて、此の事を説明致しませぬが、試みに最近十年間に於ける我國社會の變遷と我監獄界の變遷とを對照して考へ

て見たなれば、思半に過ぐるものがあるであらう、最近十年の間に我社會は物質關係に於ても、精神的關係にも殆んど其の面目を一新したのである、米の價が數倍に上り、電車、自動車、人力車、自轉車に代り、飛行機、無線電信が流行するに至つたと共に、國民の智識の程度と感情の向ふ所が一變して、政治、宗教、道德、藝術等思想界の事物に對する觀念に根本的の差異を生じ、社會的舞臺の模様が着々變つて來たのであるが、此の間に於て我監獄界には如何なる變化が現はれたであらうませう乎。

如斯實際的に論證せられて見ると、何人も一種の興味を深ふ譯なれど、然し如何なる變化が我監獄界に、現はれて居るかを借問せらるゝに及んでは、我々共は實にヒヤ／＼の思ひをして、後説を謹聴せざるを得ない、之れより局長閣下の説かるゝ所に由て、何物が現はれ來るか、龍か雲か將又人か、鬼か、こわくも早く聞いて見たしが人情で

ある。(未完)

漫錄他山の石(承第三十八)

瀋 處

横領 懲役一年 月六犯 新聞 某 明治八
記者 某 年生

○岡田式靜坐法實行の感想

世の諺に空腹にまづいものなしと云ふまづからさるにあらす分らさるなり無闇にかきこまざるを得されは也余は云ふ臍天にまづいものなしと臍天とは岡田式靜坐法の實行により下腹部ウンとふくれ臍あなの天上に向ふを云ふ分らさるにあらす、うまからしむればなり、去れば余の未だ靜坐法實行以前にありては時に最食を盡すともなほ空腹に堪へざる事あると共に其半を節するもなほ滿腹に苦むことありし結果として胃を害し腸を痛め便秘するにあらずんば下痢を患ひ頭熱劇敷不眠の状態に

ありしこと數ふへからす終には病を重ね煩悶は煩悶を産み發しては不平となり閉ちては憂愁となり甚たしきは人を怨み天を咎むるに至りて之れを如何ともする能はず然るに今や斯の事なきは全く靜坐法實行の副産物にして靜坐法實行の本旨たる精神修養の良果や蓋し推し得て餘りあらんか余はなほ云はんと欲すること多々ありと雖も之れを他日の言論に譲り今は唯罪囚の平等性とも云ふへき食を好み生を愛むの見地より岡田式靜坐法の實行は粗食を變して美味となし空にして滿たり滿にして空たりと云ふか如く中庸その宜しきを保ち、精神身體共に健全の域に達せんとする天下無二の良法たる事を茲に録するものなり

横領 懲役二年 月二犯 新聞 某 明治二
岡田式靜坐法實行の感想

岡田式靜坐法なるもの一度雖も實業の日本諸上に掲出せに公にせらるゝや精神の修養に於ては身體の健全を冀ふ者の之れに集まる怡も渴者の飲を求め饑者の食を欲するか如く其數立處に千餘に及ひ余の如きも身の不肖を忘れて靜坐を眞似るの一人たりし意思

るものなるを忘るればなり普通個人と雖も國家の法令を遵守すべきは臣民たるの義務に屬す進んで國家官吏たるに於ては個人としての義務以外に服務に關しては服務紀律あるのみならず服裝に就ても服裝規則あり進退動作一として紀律ならざるはなし然れども實行の誠意なき時は一の紀律なきなり。

竊て威嚴に就て之を稽へんか國家が嚴然上に位して法律を把り下に臨むは是れ國家の威嚴ならずや大權の分任に依り法律を執行するものは是れ官吏の威嚴なりとす此の故に恐懼戒心翼々として法を執るものは良吏にして我意私情を混へて法を曲解し恬として恐れず耻づるなきものは暴吏なり威嚴は元と吾に在るにあらずして國法に存す若夫れ吾れに在るの威嚴を問ふものあらは即ち左の如く答ふへし近思錄に曰く嚴威儼恪は敬の道にあらず但た敬を致すは須らく此より入るへしと此說に據るときは嚴威儼恪なるものは吾か容體を整齊

して外貌を弛慢ならしめす敬意充ち満てる容姿を指したるものにして決して驕傲暴慢なるの謂ひにあらざるなり蓋し威は畏なり自ら抑制を加へて邪を閉ち道に進むの手段方法なりとす此の如く詮し來るときは法の威嚴を藉て徒らに肩を聳へ厲聲一番叱咤し去りて我に威嚴ありと妄想すべきにあらざるのみならず法規の許容せざる苛察の手段を執るは猶更ら紀律を害し威嚴を失墜するものと云はざるへからず當に法規の許容せざる苛察の手段に止まらず紀律の精神に副はざる凡ての施設方法は是れ亦紀律を損ふものとす左に卑近の例を擧げて之を説かん

監獄の紀律として採用せられ居るものの中今日尙ほ全く其跡を絶ち難き陋習とも云ふべきものは受刑者が列を整へ進行中の姿勢にして兩手を股引の縫目に着けて垂下し稍頭を俯して進行せしむるの動作は是れなりとす此の動作は既に改良せられたる所多かるべきも絶無とは信し居らず或は規定上改

良せられ居るも長刑期のものは昔の習慣として知らず識らず此の形式を襲ふものなしとも限られず孰れにしても惡習慣たるを免かれざるなり世間に於て彼れは監獄歸りなりと指目して忌避するは彼等か他人に對し面貌を正視せずして足許より見上げて面部に及ふ陋習あるを以てなり彼の頭髮の短雜の如きは我國の現状にては左程の厭忌を招かざるも眸子の正しからずして横目盜視するもの多きは工場監房を巡視する吾人には直に映する所の惡習なり若し動作令にて依然命令する監獄ありとせば是れ紀律と云はんよりは寧ろ不紀律なりと斷言するを憚からずベロツク曰く正視し能はざるの人を避けよ此れ單に神經症を意味するのみならず又罪惡を包むものなればなり孟子も眸子正しからざるを惡めり人間として眸子正しからざる(後天性)ものは多く與に齒し難きの人物なり行進中の姿勢は前方を直視せしめ兩手は天然に垂下せしむるは自然法に副ひたる紀律ならずや

更に一步を進めんとせば吾人の耻を告白せざるを得ず吾監獄に於ける懲役監の便所は監房裏手に突出せる角格子造にして此の格子は戒護視察上の便に供する爲め三冬を通して一片の防寒紙すら貼付せざるは年來の慣行なれば晝間上廁の場合外部より透見し得るの裝置なるのみか彼等か上廁の際監督者が通過する時は上廁者より聲を掛け御免と呼はしむるの制にして之を以て一種の紀律として勵行し來れり噫是れ何んと云ふ紀律をや山間路傍の放尿者も羞耻の狀を爲して仰き見す通行の旅人も知らざる真似して往き過ぐるは此間に羞耻の禮法存するを觀るへし隠すべきを隠し耻つべきを耻として教ゆるは所謂紀律の紀律たるものにして人を道化するの法なりとす宜なるかな佛經に慚愧は衆善の衣服なりと云へり如何に戒護檢束に便宜なればとて背理沒情の施設は存置すべきにあらざるを以て適當の改良を施したることありたり借問す全國内廣く且つ多き監獄にては之に類するの慣行

否な紀律は存在せざるか形式に流れて紀律の神髓に觸れざるもの仔細に點檢し來れば意外なる邊に存在するを常とす他山の石拾つへきにあらす採りて將つて玉を磨くへし。

尙ほ切言するの止むを得ざる一事あり彼の罷役還房の際檢身場に於て兩股南手を張り口を開きて頭を左右にし番號を呼ばしむる等の制度は今尙ほ多數の監獄に存在して一種の紀律とするものにあらずや或る部分の受刑者に對して省畧することありとするも未だ全廢(注意人物を例外とするは格別)するに至らざる監獄多數に居るを知るべし彼等が監督者の目を偷み翫具其他危險なる物件を包藏し嚴重なる關門を通過せんとするは稚氣に富める彼等が同囚曲に惡戯の巧妙を誇るの癖習ありて悉く破獄逃走を目的とするものにあらずや論なし却つて監督者か唯一の關門と信頼せる檢身は形式に流れて包藏せる物件を看破すること能はずして容易に監房に持込ましむるの實例は往々にして之れ

あり監督者は檢身場ありとして油斷を生し彼等は檢身を欺かんとの好奇心を逞ふして非謀を企つ彼此れ相待つて弊風を洗滌すること能はず寔に遺憾なりと云ふべし去れど羈絆せらるゝの身は自由を欲し制限せらるれば物慾を起すは人情の常なれば監督者に在つては危險物は包藏せらるべし間隙あらば逃走するものとして我が職責を盡せば強ち醜なる檢身法を執るを要せざるのみならず非違を謀る者は千百人中僅かに一二人にして而も平時注目指摘の人物なりとせば二三者の違法を防遏せんが爲め全般の者に對し動物にも強ひ難き動作を厲行するは果して適當なる紀律と稱し得らるべきか疑なき能はず殊に我が職責の盡否を疑ふ余波として他囚の模範なり行狀善良なりとして賞遇を爲し賞表を與へたる者をも嫌疑者の渦中に投して甘せんとするは不紀律の極なりと云はざるべからず余は常に思ふ此の如き酷薄の制度は適當の斟酌を加へ宜しく速に之を改良して謂れなく凌辱を加へざ

るの精神を周知せしめ一面吏僚をして十二分の職責を盡さしめば危害は決して恐るに足らざるを信せんとす嗚呼紀律をして意義あらしめ威嚴をして適法ならしむる所以のもの自ら省みて我に求むるより外良法あるべからざる也

「少年受刑者の告白」を讀む

草

聲

「少年受刑者の告白」なる冊子は横濱監獄小田原分監に於て聴取せる少年囚の腹藏なき告白を纂輯したるものなり。彼等が境遇及び犯罪動機の殊別なる。又再犯時に於ける心意の多様なる。凡そ彼等少年輩が現在の狀態に沈淪せるまでの幾多の波瀾曲折を観察するに於て。世の刑政家は勿論獄務實際家等の参照資料として最も恰好のものたるは。敢て吾人の喋々を須たざる所にして。同監が斯界に貢獻せし功績の著しきものあるは眞に多とすべ

きなり。

今や吾人は細かに彼等の告白を閲して。所感少なからざるものあり。蓋し告白全般が眞心悔悟の餘りに出でたるや否や容易に信憑する能はざるは勿論なりと雖も。少くとも所謂人窮して天を呼ぶの剝削に於ける良心迸發の餘響に外ならざるものありとすれば。深く哀矜の情に勝へざるなり。然り彼等をして獄裏に淪沒せしめたる理由は例外的場合を除く外。多くは保導訓育の到らざるに在るべし。即ち父母共に存するも徒らに其の過愛に慣れて。慚情に陥りし者か。或は父母の何れかを失ひ。繼父義母の冷遇を免れんとし家を出て、路頭に彷徨し。遂に惡少年の使喚に陥り一生の針路を過てる者か。或は夙く怙恃を喪ひ祖父父母又は伯叔父母等の下に於て嚴格なる庭訓の伴はざる爲め。放縱不羈遂に穴隙を鑽り牆を踰ゆるの慙れむべき惡果を招きし者か。或は棄兒迷兒にして保育院若くば慈善會等の手に人となり。全然恩愛の温かなる情

味を解せざる人生最も悲惨なる境遇に立つ者か其の他恐らくは亦此類に出でざるべし。蓋し夕に罪を犯して朝に刑を受け。昨に監獄を出て、今再び入る。竟に鬼となり賊となり底止する所なきに至るべし。然れども彼等をして如此状態に至らしめたるものは父兄戚姻の監護教養に到らざるに坐するは勿論なるも。社會の之れに對する冷遇も其の責を分擔せざるへからず。思ふに一旦過誤に陥れる彼等を出獄後更らに保護指導するは。先づ父兄親姻たる者の任すべき責務なるも。社會も亦決して之れを冷遇することなく進んで救護の大任を全ふし。良民を造るの覺悟なかるべからず。然れども或は言はんとす。社會的事業として爲すべきの題目枚擧すべからずして。良民の窮途に泣く者を救濟するは願ふに刑餘の少年を保護するより急なるものありと。吾人亦之れを承認するや久し。只前者の如き世の同情なき者に比すれば後者の如きは比較的一般社會の憐愍を惹くや多くして。救護の

一事に對しても或は容易なるものあらんか。吾人は危急の度。死活の機。其の社會組織に關する淺深如何を量定して。斯間の事情を解析せられんことを切望に勝へざるをり。

「少年受刑者の告白」は世人を警醒する大なる叫びなり。假令へば鉅鐘に撞下せる最初の一片に於けるが如し。而して彼等の告白は多くは眞面目なり。彼等の告白は絶だ悽愴なり。彼等の告白は寂々として。秋蟬の風に咽ぶが如し。彼等の告白は無人の絶島に。其の友を呼ぶ孤鷹の如し。此潜在せる限りなき哀愁寂寥の情緒を締聴靜寫して。社會の耳聞に觸れしめんとする者は。實に博愛の熱誠に非ずして何ぞや。將來此種の告白を識者間に介するの愈よ多からんには。間接に易風淪俗の資材たるべく。直接に幼少年保護の寶典として貴重せらるゝや疑ふべからず。聊か所感を叙すること爾り。

寄 書

指紋法の沿革に就て

司法省指紋部 根 本 生

今や歐米諸國に於きましては相競ふて指紋法を採用して居ります。従て我國に於きましても明治四十一年に之を採用致しました。

指紋法は其源を印度に發し後英國に於て研究せられました。尋て獨逸埃太利亞爾然丁等の諸國か之を採用致すことになりました。詳しいことは諸賢か既に御承知であります。茲には單に其梗概を述ぶるに止め重に本邦に於ける指紋法の沿革に就て研究致した結果を御報告致したいと思ふのであります。

先づ歐洲に於ける個人識別法としての指紋法は獨り刑事上のみならず其他諸般の法律事項にも適用

せられて居ります。例を挙げますれば南阿に於ては身分登記の方法に使用して居ります。又印度土耳其に於ても廣く種々の法律關係に應用して居ります。今日の所謂指紋法なるものの萌芽は既に各國に存して居りました。か其の内印度土耳其は尤も發達していたものであります。

〔備考〕

(印度及び土耳其)

印度ベンガルに於ては今尙ほ契約者は其指頭に「インキ」を用ゐて證書に押捺し以て其證據と爲す慣習あり。又古代に在ては土耳其人は出入常に墨の一片を携帯したる由なるが近時に於ては唯有色の液を海綿に浸み込ませて之を壺中に入れて携帯するを常とし到る處必要ある毎に示指の指頭に塗り以て證書に押捺すと言ふ而して後日争の生じたるときは此印象を實物と比較對照して以て其眞偽を確むる方法行はる(大塚博士著個人識別法)

(印 度)

御承知の通り印度に於きましては詐欺と云ふことが盛に行はれる、中略、それでありますから人の詐りを發見するに就ては餘程工夫を凝らして指紋のことなどもそれが原因になつて發達したのでありませう、例へば印度で土人が役人になつて一定の年限を勤めて退隠して恩給を受ける、さうすると例の詐りの多い國民であるから本人が死ぬと其親戚なり友人なりが私が某で御坐ると云つて繼續して恩給を受けて居る、さういふ場合に其詐を發見しなければならぬ、故に恩給受領者の指紋を取つて置く、さうして恩給を受取りに來る人の指紋と其指紋と較べて見て確めることになつて居るさうであります、又民事上の裁判に就ても之を利用して居る、土地などの權利の移轉がある、それで登録する際には讓渡人が如何にも私が讓渡したに相違御坐らぬと認める

所がそれが争になる、いろいろ偽證を拵らへたり、虚偽の證據を詐つて裁判所へ出て争ふ、あれは讓渡したのではない、横領して居るのであると謂ふ訴を起す、偽證の盛な所であるから、其眞偽を發見するに困難である、それで今の如く所有權移轉の登録をする際に證書にも登録簿にも指紋を取つて置くものであります、それで今度訴を起して裁判所で争ふ時に法廷で又指紋をさせまして前に押してあるものに對照する、其外いろいろの事柄に利用して居るさうであります(平沼博士、法曹會記事第十八卷第八號)

二

我國に於きましては現今の如き指紋法はありませんでしたが、往古印章制度と謂ふものがありまして指幹及び手掌を印章の代用と致しました、即ち指形、掌形の印鑑であります、之が我國に於ての指紋法の起原であります、此の手印は又手形と謂

て我國では古くから行はれたものであります「松波博士手形法」に云く、我國には手形なる文字は早く存在したる事實なるも此の文字は必ずしも常に手形法に稱する手形を指示するに限らず時としては掌形指形印鑑を意味し時としては公符、私著書を意味するを以て單に手形なる文字あればとて直ちに商業證券たる手形の存在したりと速断するを得ず、又「古事類苑」に云く、印には内印あり外印あり諸司印あり又私印あり社寺印あり、内印は天皇御璽を云ひ外印は太政官印を云ふ、因て又官印とも云へり、諸司印は在京諸司の印を云ひ、國印は國司の印を云ふ、凡そ官司の印は、長官の遞に執る所にして長官事あれば次官之を執る、太政官より諸司諸國に符を下すには事に隨て内外二印を捺す、而して少納言先づ奏上して捺印を請ふ之を請印と云ふ、印にして勅許を得て後、内印は主鈴をして捺せしめ外印は史生をして捺せしむ、並に少納言之を臨監す、私印及び社寺印は皆之を公

事に用ゐることを得るものにして濫りに之を造ることを得ず、書を解せざる者は人をして其名を代書せしめ其傍に食指の頭節を記し、以て證と爲す、手印は手掌に朱を塗り之を文書に印するものにして之を神佛に誓ふに用ゐる、又紙縫に印する事あり其詐欺を防くなり、或書字誤あり塗抹して其傍に記し、更に其字の裏面に印することあり、(政治部印章)又「日本商業史」(横井博士著)に曰く往古の卷契には今日用ゐる所の實印の如きものを用ゐしや、當時と雖も印章はあれど今日の如く一般に用ゐしものにあらずして、印章に官印私印の別ありて私印は官許を得て用ゐしものと覺ゆ、そは惠美押勝の印を聽すとあるにて知るべし、天平寶字年間の東大寺文書中に生江息書師池守が姓名の印調足磨の名印などあれど契は大抵草名若しくは押字なりき、天平勝寶三年拓植郷長解文には田主敢臣安萬呂が下に左手の食指を以て押したりとは戸令に字を解せざるものは指を書て記と爲せよ

とあるものにして後世の拇印はこれらの變じたるにはあらざるか、尙ほ「好古日録」に曰く、婦女の押字すること能はざる者は指節を姓名の右傍に寫すことあり、以上の文書に徴しますと古代は指幹を押捺して關節の長さを以て證據としたのであり、此は矢張り太古に拇指と食指との間の長さを以て尺度の代用としたことがありますが、之が簡畧になつたものかと思ひます、此の指を押させることは大寶令の戸令文即ち今の戸籍であります、一種の法令で規定したるものであります。

〔備考〕

〔令義解〕凡棄妻須有七出之狀、皆夫手書棄之、與尊屬近親同署。注若不「解」書畫指爲「記」。

〔令義解〕古記云、謂夫不「解」字書「賃」他人合作「牒狀」年月日下夫姓名注付、食指點署、但食指爲記、法用「此間」與「本令」異耳、其記文

相賣女子葛野眞昨女

右末———本

買人大初伍上秦忌寸永岑

〔東大寺正倉院文書〕日佐眞月、大師石國等解申請樣漕雜材事略中

天平寶字六年八月九日

日佐眞月左

土師石國左

民鑑萬左左

但岐清成

本、末

山邊千足月借錢解正倉院（大日本古文書）第六

自寶龜元年

（借ハ脫カ）

謹解申請月錢事

合三百文 利冊五文 質賣區地一段坂一間 添上郡在山公卿

送三里長也、

〔好古日録〕手 印

古昔文券上に手掌を印して證とせしより世俗文券を手形と云ふ其文券今稀に存す、又婦女の押字することあたはざる者は指節を姓名の右傍に寫す手形の一變なり

嘉祥二年七月二十九日賣買百姓家地券文

右指末———本

賣人秦寸繩子

右指末———本

相賣辛目丙名女

同十一月二十日賣買地券文

右方食指末———本

專沽秦忌寸鯛女

同四年二月二十七日賣買家地券

右末———本

嘉祥四年二月二十七日賣人專葛野飯負女

右、布施清而本利並進上、仍狀謹以解

寶龜四年四月六日 山邊千足

證人 大宅首童子

大部濱足

山部針間萬呂

金月足

以七月十三日納四百冊文三百文本 百冊文三月又三日利 知同 心山邊公魚鷹

左手———本 指乃里 末

依員行萬典之 上馬養

天平封戶壘田の公文古文書學識久米博士述

拓殖郷長解 申常地賣買壘田立券事（捺印ナシ文）

神田漆段五限東紀寺田 限西石部大万呂 田限北物部廣万呂在下

拓殖郷戸主政臣安萬呂之賣壘田者

付價錢捌貫天平勝寶三年歲次辛卯年始當地作料 一年直米四斛

右壘田買得處元興寺三論衆

以前壘田賣買人依法式立券者如件、仍具錄

狀申送以解

天平勝寶元年十一月二十一日

郷長 桃尾臣井麻呂

(此二印を朱捺す三つ、郷印なるへし)

田主敢朝臣

安萬呂（指印あるべし）

證人 王生少梗同姓

石部 石村

印代 萬呂

竿取平生淨足

税長石部果安磨

三

按するに指印の事は印章制度以前から行はれたるものと思ひますが、其法令に規定せられませんでしたのは、大寶時代からであります。夫れから鎌倉時代徳川時代を経て、漸々其の方法も變化致してきまして遂に今日の拇印となつたのであります。

拇印に就きましては何時代頃から初まつたか審らかでありません、鎌倉時代には印章の代用に花押

と謂ふものが流行致しましたが、拇印と謂ふ名稱は未だ文書に見當りません、花押に就きましては日本風俗史(藤岡博士著)に曰く「土地の賣買には地頭の公認を受けしめ且つ證文を立つるを要す之を沽券或は沽却狀といふ、券面には華押を用ひ、口入請人などの連署者を加へたり」とある如く日常種々の證文に印章代用として記たものであります、花押は各人の筆くせに依て記たのでありますから、印章の如く偽造ができないところから鎌倉時代には花押を印章より確實なものと確めたのであります。

拇印の形式が文書に顯はれましたのは、徳川時代以後でありまして、拇印の事はもと爪判と謂つたのであります、「牢獄秘録」に曰く一、町奉行所に委細白狀に及び口書差上候時爪判候者有之又強盛にして委細に不申上故、吟味所にて拷問にあふ事也、右拷問にて委細白狀に及び彌右之口書は相違無之哉と吟味役に申候時科人相違無之と

申時は右口書相認め、其末に只今迄御公儀之御仕置を逃んと存申陳し候得とも此度白狀に及び候通少も相違無御座候と書年月日の下へ名を認め此の下へ爪判(手錠之儘にておやゆびの爪判を押也)押し候事なりとあります。

爪印と拇印とは同一のものであります、時代により其方法が稍や變化したものであります、「言海」に曰く「爪判」文書の中の己が名の下に爪に墨して印して證とすること、婦人、罪人などの實印なき者のすることなり又「辭林」に曰く「爪印」は我名の下に實印の代りに爪に墨をつけて押すことなり「拇印」は拇指の先端に墨をつけて其の膚裡の紋を捺して、實印に代用するものとあります「古事類苑」には爪判又拇印と云ふ、拇趾に墨を塗り爪に係けて之を印するものにして専ら書を解せざる人の間に用ゐらるゝとあります、察するところ拇印は初め單に爪の先に墨を塗り押しましたものであります近世に至りて膚裡の紋様をも押す様に

なつたのであります、之れは其時代の文書に徴して明かに了解します、徳川時代の文書には皆爪判と謂つて居りますが、拇印と謂ふ様になつたのは明治の初年頃からであります、之れは徳川の末期より明治初年頃の文書に徴しますと、近代に至るに従ひ、爪判と謂はず、皆拇印と記してありますので解ります、牢獄秘録は徳川時代の文書でありまして鹿兒島暴舉事件書類は明治年代の文書でありますが此等の文書に徴して其の變遷を知るのであります。

(備考)

○鹿兒島暴舉事件書類

拇印 濟大山綱良口供

明治十年四月五日申立

鹿兒島縣士族 大山綱良

(前略)

右證據物の中に在る暗號は悉く覺へざれども大久保を西の久保と西郷を坊主と久光を黒砂

糖とあり此暗號の寫は木梨精一郎にも渡し置きたり

右之通相違不申上候以上
明治十年四月十九日 大山綱 良母印

(未完)

○教務其をりく

行刑の死活

京都 富井南軒

法制的監獄たる拘留監は別として、行刑機關としての監獄の任務は、犯罪者を改善感化するに在るは勿論である。故に行刑全部の事務は、廣義に於ける教誨であると言つて差支へ無いが、普通、教誨教務の名は唯一部の獄務の別稱として用ゐらるゝため、最密接なる關係ある直接戒護吏員中、不注意なる誤解を爲すものあらんかを虞れ、私は常々左の通り説示して居る。

教誨

廣義

直接 總集
間接 個人
文書の閱讀

直接教誨は教誨師の仕事であるが、これは間歇的である。

間接教誨は、主として相手方の眼を通じて感化するもの、直接教誨のやうに、與へられ、啓發されて感ずるのでなく、自分で受け込んで感ずるのであるが、これは日々不斷的であるから、其効力は甚だ深大なものである。其中でも文書の閱讀は、受刑者に多數なる無學者に對して、効果の與へ難き憾みがあるが、看守の受刑者を薰化する効果に至ては、それこそ普遍的、常住的であるから、感化的勢力としては實に有力なものであらねばならぬ。

受刑者は、看守の親切と、動作の端正と、用語

穏和なとに由て訓化さるゝ。親切なる看守に接しては、父兄に逢ふた想ひをなし。無邪氣に、甘へたいやうな親しみを感ずるのである。落ちつきあるキチンとした看守の動作には、信頼と尊敬との情を受刑者に起させる。看守の用語の受刑者の感情を刺戟する程度は、容易ならぬものである。

優さしい用語は、陰鬱なる受刑者を甦らしめ、短氣にして粗野なる受刑者を沈靜柔順ならしむる力がある。

間接教誨は、直接教誨の延長である。直接教誨が胴體ならば間接教誨は手足である。間接教誨の周到ならぬは直接教誨は不具である。故に看守は教誨師の手足であらねばならぬ、腹心であらねばならぬ、同心であらねばならぬ。

看守自身が、單に戒護するだけの役目と思つて居るならば、行刑監獄の任務は果たされうか、疑はし。間接教誨者、薰化者としての自覺と、自重とが、多數看守の間に存する否とは、實に行刑の

死活に關すと謂つて過言では無からう。

私の在職する監獄では、近時此點の進歩の著しいことが、受刑者の犯則と出監時の感想録とに由て十分立證さるゝものあるを見て、私は中心喜びに堪へぬのである。

渦巻辯

受刑者には、種々の陳述を爲す場合に、率直簡明に結論を表示することのできぬ者が多い。縁もゆかりも無いやうな語り出して、これが結論かと思へば、通りぬけて先きへ往き、ハ、ア今度は結論だなど聞て居ると、又するりと曲りて流れ出す。迂餘曲折、どこへ漕ぎつくのやら、何時迄流れるのやら、聞いて居て茫然たらざるを得ぬ。饒舌の方の舌が疲れ、聞く耳がぼけた時分、漸くさう言ふことを言いたかつたのかと驚く程方向違ひの所へ漂着して、陳述を了る者が過半である。特に累犯者の、而かも不良者程さうであるやうに思はれる私は之を渦巻辯と名けて居ます。屢總集教誨の

席でも注意を與へますが、改まり難くいやうである。

其原因は斯うでもあらうかと私は思ふ。

一、社會に在りし時以來の習慣。

二、時間を惜しむ念乏し。

三、理由と結論との直接系統を自ら發見し得ず。

四、理論と感情とを混雜し、或は訴へ、或は辯明す。

五、聴き手の顔色を通して、其心狀を偵察し、臨機陳述を左右せんと計畫す。

六、簡單なる辯論は、人を動かし、信せしむること能はずと想像す。

出監後も此流義でやるから、普通の人は厭ふて交つてくれぬ。

深夜の書簡

累犯遂に改悛の見込なければ、歴史ある家名には換へ難く、已むなく婿養子とすべく、推定家督相

子こそ不便なれ。

内縁と離縁

現在千三百餘人の京都監獄受刑者中(二十五歳以上の者約千人)、現に配偶者有る者三百四十八人、其中五分の三は内縁にして、又其大部分は累犯者なり。

有配偶者 三四八		内縁 二二四		初犯 二七	
入籍 一三四		累犯 一八七		初犯 四二	
累犯 九二		初犯 二七		累犯 一八七	
無配偶者中、曾て有りて今無き者百七十九人。内、		離 別 一三〇		初犯 三一〇	
		累犯 一〇〇		有兒 一九	
		有兒 三四		無兒 六六	
死 別 四九		初犯 一三		有兒 四	
累犯 三六		有兒 九		無兒 二二	
無兒 一三		有兒 二二		無兒 一三	

りといふ考へど、今一つは生理上月經のあることをもつて、之れを罪惡に對する神の戒しめなりと思考せることより、斯くは女子をもつて罪惡とし、或いは穢れたるものと信じたるなり。

彼の女の産にて死したる者は、血の池地獄に入るといへる迷信の如きは、全く月經より來たれるものにして、之れに關する例は數多あれども、茲に擧ぐる必要なければ、畧して、女子は色慾の基なりといへることに就き、一言するところあらんとす。

釋迦は色慾を、野火の草木を燒くに比し、又荒象を馴らす鈎に喩へたり。

然れども色慾は、男女相互の間に、結合せらるゝものにして、女子獨り男子を墮落せしむる魔物にあらず。女子より言へば男子も等しく、女子を誘惑する魔物なれども、男子は發動的にして、女子は受動的なるが故に、女子は男子を誘ひて、之れを墮落せしむるが如く、思考せられ、テ

ツリアン、ヒエロニムス等をして、女子を惡魔と呼びしむるに至れること、前に記したるが如し。

第三 女子の心理狀態

色慾より生ずる罪惡は別として、茲に心理學上より、女子の心理を解剖して、其の智情意の、如何に男子と異なるかを知るは、女子の犯罪を研究する上に於いて、必要なこと論を俟たず。何となれば犯罪は、決意即ち意志を決することが、主要にして、決意するには其の人の知見、感情、意志及び其の他性癖等、悉く關係するが故なり。是れに由り女子の心理を解説するには、男子と比較すること必要なり。

女子は感情に富みて、すべての事物を、感情に依りて決斷せんと欲する傾きあるは人の知るが如し。女子の怨み易く、嫉み易きは之れが爲なり。隨つて愛し易く、憎み易く、浮かれ易く、沈み易き等の急變も、同じ理より起こるなり。女子の泣

脆く先立つものは涙なりといへる、小説家の言葉は穿てる言にして、女子は多感性なること疑ひなし。

怨恨、嫉妬、虚榮等も、みな感情の産み出せる産物なり。

怨恨の情は、女子強く、少しのことにも怨みを抱き、復仇せんとするは、女子の常なり。女子の放火犯は十中八九までは、怨恨に基づくと言ふも、誣言にあらざるなり。

嫉妬即ちち咄氣なるものも、女子の特性にして、如何に温和なる女子にても、内心に嫉妬心を有せざるものはなかるべし。嫉妬は他の人よりも、一層自分が人の氣に入らんことを求むる競争心と、利己心と結合して生ずるものなり。嫉妬心の亢進するときは、狂亂して自殺、若しくは殺人罪等を犯すに至ること多し。恐るべきは女子の嫉妬心なり。

虚榮とは、俗に見えを張るといふことにて、最

も女子に著し、此の性情の根本は、利己心より來たるものにして、多く人の目に就き、よく其の心に止まりて、他人よりも一層よく、人に認識せられんことを、要求する心の謂ひなり。

虚榮心は獨り女子のみならず、男子にもあれども、男子の虚榮は、多く精神的に屬し、女子の虚榮は、主に物質的にありて、實價以上に、自己を重く見られんと欲するものなり。女子が容顏の美を衒ふはこれが爲めにして、裝飾に憂き身を窶すことは、男子の知るところにあらず。

之れを要するに、怨恨、嫉妬及び虚榮は、言葉こそ異なれ、其の性質は類似せるものにして、同一物と見るも、不可なかるべし。女子の犯罪と深き關係を有することを忘るべからず。

其の他女子には、貪婪性即ち貪る心強きが如し。こは恐らくは子の愛情、及び一家の經濟上より、自ら斯る心の、發生せしものと知らる。尙女子は、男の下風に立ち其の供給を受けて、生活す

る古來の習慣に依りて、他に求むる心の生じたる結果なりと、言ふ説あり。女子が利益の爲めに、誘惑され易きは、これが爲ならん。

以上は女子の缺點にして、犯罪の原因となるが、一方に於いては、他に最も美しき性情を有することを、認めざるべからず。何ぞや曰く、愛情これなり。

愛性は女子のすべての性情の根本にして、此の點より言へば、女子は愛の化身といふを妨げず。愛は人間として、最高、最美の極致にして、男子も亦、此の愛情を有すれども、女子に比すれば、冷かなる感あり。

女子の感情の激烈なることも、畢竟は愛に原因するものにして、之れが子に對しては慈愛、温情となり、他人に對しては同情となり、慈悲となり、社交上の花ともなるなり。而かも之れが自己に對することも、亦強くして利己となり、嫉妬となり、貪慾となり、虚榮となる。故に女子の長所は、や

がて短所の原因となるなり。

次ぎに意思の方面に於いても、女子は男子に比すれば、薄弱なり。而かも其の動機は、四圍の境遇又は、習慣等に支配さるゝこと多くして、自己の意見を貫通することは、困難なり。これ女子が男子の如く、果斷、決行する力乏しきが故なり。しかのみならず女子は、人を疑ふ心強く、且つ一旦決心したることを、永久に維持すること、困難なる缺點もあり。此れ等の性情は、女子の犯罪に就いては、注意せざるべからざるところなり。尙、女子の性情に就いて、考察する必要のあるものは、執念深きこと、剛情頑固なることこれなり。

女子の執念深いといふことは、畢竟知見狭くして、其の感情を統御して行くこと、困難なるが故なり。剛情は執念深いと、同じ原因より來たり、唯だ執念深いといふことは、主に他人を對象として、剛情といふことは、専ら自己を主としての、

差あるのみ。

然れども其の剛情も、男子が自己の意見を、徹頭徹尾言ひ張りて、他人をも言ひ伏せんとするが如き、強固なるものにあらざして、唯だ自己の過失、缺點をも自覺して、之れを自白し、他人の理に伏することが、何となく感情上不快を感じるのと、知見が狭くして、感情の強き爲に、容易に自己の缺點を見出すこと能はざるに基つくものならん。之れを要するに、女子は柔かな、愚圖くしたる剛情なり。

それ故に女子は、その心と行ひと反對すること多し。謂ゆる顔で泣いて、心で笑つて居る場合多し。某検事の話に次ぎの如きことあり。

男なれば検事より、あらゆる證據を突きつけて、理窟攻めにすれば、大抵は恐れ入つて白狀するが、女殊に娘の犯罪者と來ては、理も非もなく、「何と被仰つても、私は知りません」といふ。これが娘の十八番である。又餘りに追ひ詰

むれば、譯もなく泣き出す。實に始末に了へぬ代物である。それで男よりも申し立てに嘘が多く、検事の前に立つて、慄へながらも、胸中では餘裕がある。古い言葉だが、外面如菩薩、内心如夜叉とは、穿つた形容である。

現に某所で或る妙齡の美人が、萬引の嫌疑で其検事の取り調べを受けたところ、其の検事は素敵な好男子であつたので、身は犯罪の嫌疑者たることも忘れて、終始検事に意味あり氣に、秋波を注ぎ、嫌疑が晴れた後で、思ひの丈をその検事に言ひ送つたといふ實話があるが、慥ふした圖々しさは、到底男子には眞似の出來ぬことである。

女子には亦、疑懼心強くして、虚偽を言ふこと多し。これに由り女子の虚言は、生理的にして、女子は生まれながらの虚言吐きなりと言ふ學者あり。故に女子の證言には、信すべからざること多く、若し判官が女子の證言を取り上げる場合には、

大なる誤謬に陥ることあるべし。斯くの如く女子の虚偽性は、長き間、強者の壓迫を受けたる、結果なりと知らる。

更に女子には羞耻心ありて、女子の品性を高むる徳となるは、注意すべきところとす。羞耻心とははにかむといふことにて、謙遜と遠慮とより來たる、一種の感情なり。これに自己の缺點、若しくは失策を掩ふ心より生ずるものと、無意識に生ずるものとの二種あり。前者は衆人中にて、失策したる時の如く、眞に慚愧すべきものなれども、後者は耻づべき理由なきに、耻づるものこれなり。羞耻心の強き者は、謂はゆる内氣にして、卑屈に傾く缺點はあれども、之れが實に女子をして、向上せしむるには、大切なものなり。犯罪の方面にても、此の心情を適宜に利用することを忘るべからず。吾人をして言はしむれば、羞耻心の發達したるものは、道德を維持して行く上に最も必要なり。

第四 女性犯罪の種類、原因及びその動機

女子の犯罪は、如何なる種類のものなりや。年齢に依りて異なれども、普通に多きものは、賭博及び富籤に關する犯罪を除いては、竊盜及び放火犯なりとす。又身體に關するものに於いては、墮胎罪を最多數とし、殺人罪も少なからず。

最近の帝國統計年鑑に依れば、犯罪者として刑の言渡しを受けたる女子の數は、總數一萬一千三百八人にして、之れを數の順序に従ひ、列記すれば次ぎの如し。

犯罪名	人員
賭博及び富籤に關する罪	四三九二
竊盜及び強盜の罪	二四五七
放火及び失火の罪	一四七〇
詐欺及び恐喝の罪	五六九
墮胎の罪	五六五
横領の罪	四八一

犯罪として處刑せられたる婦人の統計

右表にて女性の犯罪には、比較的重きものゝ多きを知らん。これ注意すべきところにして、全くは感情の激發に原因するものと考ふべし。然るに其の動機を見れば、其の犯したる罪と、比較にならざる程、些々たるもの多し。例へば情夫に捨てられたる時は、直ちに身の薄命を歎ちて、憤怒の餘り、火を放ち、時として、殺害を企つることあるが如きこれなり。

又、未婚の女子が、淫奔の結果、私生兒を産むときは、之れを耻ぢて、密かに嬰兒を壓殺するか、或ひは産婦は養育の考へにても、其の親が世間に面目なしと思ひて、娘の生みたる嬰兒を、密かに殺害することあるが如き、此の例にして、此は當だ未婚の處女のみならず、寡婦の如きも、往々にして此の大罪を犯すことあり。正當なる夫婦の間に生まれたるものにて、生活に困難なる場合は、之れを手足纏ひとして、殺害することあるものも男よりも女に多し。

贓物に關する罪	三三三
過失傷害の罪	二二二
殺人の罪	二〇六
猥褻、姦淫、及び重婚の罪	一六三
傷害の罪	二二八
文書偽造の罪	七一
偽證の罪	三五
公務の執行を妨害する罪	三四
遺棄の罪	二七
禮拜所及び墳墓に關する罪	二四
暴行及び誘拐の罪	二〇
瀆職の罪	一七
誣告の罪	一四
犯人の藏匿及び證據湮滅の罪	一五
毀棄及び隱匿の罪	一五
通貨偽造の罪	一〇
脅迫の罪	八
名譽に對する罪	七
有價證券偽造の罪	六
住居を侵す罪	五
その他	一六
總計	一一・三〇〇

右の如き嬰兒殺しの中には、我が子を殺すは我れの自由にして、罪なしと信するが如く、毫も犯罪の觀念を有せざる白癡なきにあらざれども、常識を具ふるものに、何れも其の大罪たるを知らざる者なし。而かも之れを殺害するに至る原因を尋ねれば、單に憤恨、不面目、生活難等の如き、些々たる動機に驅らるゝもの多し。故に婦人の犯せる罪は、殺人、放火等の如く、重大なるもの多けれども、其の動機は、其れと反對に小なるものなり。

次ぎは竊盜犯なり。こは主に婦人の虚榮心より、起これるものにして、萬引は其の例なり。女子の虚榮心に富めることは、既に述べたるが如く、女にして懷中鏡を有せざるものなしと言へる、或る人の觀察は當たれりと謂ふべし。女工、雇女、下婢等の如く、人並に虚榮心はあれども、之れを満たすこと能はざる者は、模倣して見たき一念より最初は出來心に、人の物に手をかけたるが習慣と

なりて、遂には純然たる竊盜と化するもの、其の例に乏しからず。(未完)

「検事の日記」に就て検事南海生に與ふ

小田原分監 黒田源太郎

緒論

大正四年三月十五日發行に係る警察協會雜誌第七十八號に検事南海生なる匿名にて「検事の日記」の一節中に十一月二日(日曜)小田原幼年監獄を巡視したる項目を掲げ詳細當監の状況並に記者が巡視後舊來の思想を一變せし理由をも報告せられたり。

検事南海生は其何人なるを知らず、去れど大正三年十一月二日には當監へ検事の官職を有する者巡視せず、偶々同十二月十二日横濱地方、區裁判所の判検事一行數名が當監を巡視せし事實あり、南

である」

海生とは或は其一行中の某檢事ならんと思料せらるゝが元來期日は裁判上最も正確を期せざるべからざる一大要件なるべきに十二月十二日の巡視記事が十一月二日に溯りて記載せらるゝは劈頭怪訝に堪えざるなり、よもや十二月十二日當監巡視の記事を其事前に豫言的に記載し置かれしにもあらざるべし、予輩は假りに南海生を前記檢事と推定して論ずる處あらんとす。

と陳べ今實際の幼年監を見て少しく思想の變化を來たせりとて縷々批評を賜はりたるは予輩斯業に従事するものゝ感謝に堪えざる處なり、然りと雖も本誌記事は皮相の視察を基礎とし見解を誤れりと思料せらるゝ點あり、予輩の立場よりして遺憾乍ら首肯すべからず、依て重ねて示教を乞はんが爲め以下説明する處あらんとす、記者夫れ之を諒せよ。

第一、視察事項の誤謬を正す

一 體操は獨居者と雜居者と共に爲さしめず

「幼年者を處罰するなら犯情の如何に係はらず一年以上の懲役でなければ効果が無い、何となれば幼年監は懲戒以外幼年者を教育し且規律正しき生活に慣れしむる處であるから教育は短くしては到底効果が無いのみならず、規律正しく業務に従事する慣習は長く之れに慣れしむる必要があるからである」と云ふのであるから余も成程それに違ひないと思ひ幼年者を起訴した場合に大抵一年以下の求刑をしたことはなかつたの

記者は當監に於ては一時間の體操を獨居者と雜居者と共に之を爲さしむと報告せらるゝも監獄法第十五條以下に於て在監者の拘禁に就て別異方法を規定せるが故に體操を爲さしむる場合に於ても獨居者と雜居者と時間を別異するは勿論更に初犯罪犯をも區別せり

二 獨居者にも就寢唱歌及靜座法を行はしむ

記者は在監者動作時間割を掲げ該表中教育遶房就寢唱歌及靜座の三項を除けば他は獨居者にも適用されるのであると報告せるも就寢唱歌及靜座法は獨居者にも之を行はしめ居れり。

三 作業の種類は少きに相違なきも記者の擧げたるは過少に失す

記者は作業の種類は機械、紐編、農業、草鞋作り、糸取のみなりと報告せるも事實は然らず、當日の作業人員日表に依れば、在監者百四十五名中就業者百四十二名にして、其内譯を擧ぐれば、藁工三名、耕耘六名、搗工一名、足袋底織四十一名、組紐工四十六名、麻工十九名、其他監獄經理の用を辨する炊事夫七名、掃除夫五名、理髮夫一名、便捨夫五名、洗濯夫三名、補綴夫五名にして此他不就業者は疾病一名、滿期新入者各一名なりとす。

四 食量は一般に一食一合六勺を給與せず、且つ米麥の割合を異にす

記者は食糧は一般に通じて麥七分外國米三分の飯と粗惡なる副食物である飯は一食一合六勺なりと報告せるも事實は大に然らず、即ち食糧は普通監獄にては經費節約の折柄麥七分米三分か或は麥八分米二分の割合の處あり、中には麥の若干量を減じて甘藷馬鈴薯青豌豆玉蜀黍の類を代用して給し居れる處あり、然れ共當監は發育旺盛の少年を收容する所なるを以て他に於て經費の節約を圖り食糧は規定の通り米四分麥六分の割合にて給與しつつあり、而して在監者には左に掲ぐる當日の食量日表の如く、其最も多きは二合八勺、最も輕度の作業に就く者は一合六勺にして、一食一人平均一合九勺三才強に當れり、但し表中一合二勺と八勺の者各一人宛あるは、病後及疾病中の者なりとす。

食量日表 大正三年十二月十二日

食量別	給食人員	食量別	給食人員
二合八勺	七	一合八勺	一
二合六勺	五	一合六勺	七五
二合四勺	一四	一合二勺	一
二合二勺	四〇	八勺	一
二合	一	計	一四五

五 副食物一日の費用は一錢三厘に限らず。

記者は副食物一日の費用が一日一錢三厘にして巡視したるとききの晝食の菜は漬菜を一分切にしたものと胡麻鹽とを小さい皿に一皿出してあつた計りだ」と報告せり成程當日の晝食は甘藷の煮菜を給與せし者四人其他は漬菜に胡麻鹽のみなりしも毎日同じ物を給するにはあらず且つ朝の汁には肝油を入れ夕の汁には牛脂を入れて専ら營養に注意し居るもの知らず唯一日晝の副食物のみを見て以て其全般を批評せんとするは抑も誤れり、當監に於

て是まで試験的に施行し來れる階級處遇の第一期には副食物に煮菜を給與せざる一事項あるも第二期以上は期間の進むに隨ひ少きは一週一回多きは毎日煮菜を給與せらるゝ迄度數を異にすることを無視せられたるは不注意も亦甚しからずや、而して菜物は一錢三厘にはあらず一人平均一錢六厘以下の範圍内にて給與しつつあり、現行の階級處遇制中に菜物給與を一條件として加へあるも、既に改正案には菜物を平等に給與することにせり其の事は當日記者に説明を與へ置きたる筈なり。左に掲ぐるは記者が巡視當時に於ける一句間の献立表なりとす。

食菜献立表 大正三年十二月中旬

日次	朝	晝	夕	煮菜給與者期別人員
十一日	味噌汁 肝菜味噌 油鹽	味噌汁 胡麻鹽 漬味噌汁 漬味噌汁 菜牛大味噌	味噌汁 肝菜味噌 油鹽	

を爲さるゝは輕舉妄斷の嫌なき能はず當日營養不良の爲め服藥する患者なきことは次に掲ぐる患者日表を見ても知らるべきなり。

患者日表 大正三年十二月十二日

疥癬	四	頑癬	一
濕疹	一	微毒	一
トラホーム	一	肋膜炎	一
脚氣	一	其他呼吸器疾患	二
痔疾	一	計	一五
軟性下疳	一	内休養患者	一

尙大正二年には死亡者九名ありしも爾來健康保持の爲めに一層體育に留意し食菜献立に改良を加へし結果漸次健康可良に起き現に大正三年中死亡者及び刑執行停止者一名もなかりしに徴するも記者の觀たるが如き營養不良の事實なきなり然りと雖も之を小中學の兒童學生に比較せば其體格及び營養狀態の劣れること勿論なり之れ不良少年の一特

十八日同	十七日同	十六日同	十五日同	十四日同	十三日同	十二日同
肝菜大味	肝和大味	肝菜味	肝大味	肝大味	肝菜甘味	肝和大味
油 櫻 漬	油布櫻 漬	油 櫻 漬	油 櫻 漬	油 櫻 漬	油 櫻 漬	油布櫻 漬
鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬
物 付	物 付	物 付	物 付	物 付	物 付	物 付
胡 菜	胡 菜	胡 菜	胡 菜	胡 菜	胡 菜	胡 菜
鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬	鹽 漬
油 漬	油 漬	油 漬	油 漬	油 漬	油 漬	油 漬
菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味
漬 脂	漬 脂	漬 脂	漬 脂	漬 脂	漬 脂	漬 脂
乙級四期	乙級四期	乙級四期	乙級四期	乙級四期	乙級四期	乙級四期

十九日同	二十日同
肝 菜 味	肝和大味
油 漬	油布櫻 漬
鹽 漬	鹽 漬
物 付	物 付
胡 菜 大 味	胡 菜 大 味
鹽 漬	鹽 漬
油 漬	油 漬
菜 牛 葱 豆 味	菜 牛 葱 豆 味
漬 脂	漬 脂
乙級四期	乙級四期

備考 病者には別に定むる献立にて給與し賞表を有する者には其數に依り一週一回以上特別菜を加給す。

六 營養不良の者少し

記者は食量と献立とを誤り傳へ更に語を次ぎて「從て何れも營養不良で活氣なく見受けられた血氣盛なるべき青年であるのに異様に感じた」と報告せるも記者の如きは常に社會普通の人士に接し或は自家の子女や學校兒童を見るのみにして労働者に接し下層社會の部落を訪問せらるゝ如きは實に一年三百六十五日中幾日がある偶々幼年監獄を巡視せられて面色の白きに驚き直に營養不良呼ばり

徴に數へらるゝ事項なることを忘るべからざるなり記者は一見して食物が粗惡なりとの觀念を懷き所謂色眼鏡を懸けて見たるが故に一層營養不良に見受けたるものなるべし去りながら彼等不良少年を改善せしむるには心身共に健全ならしめざるべからざるを以て予輩は出來得る限り健康を増進せしめんことを努めつゝあり。

七、獨居中の者と雖も手淫盛ならず

記者は「四人は女色を解した者が多く梅毒病者數名あり獨房中は手淫盛なるを以て之が抑壓に力を用ひて居るとの事である」と報告せり然れども大正三年新入者百五十四名中女色を解せる者三十七名に過ぎず之れ必ずしも多數なりと云ふを得ず又大正二年五月余が著任當時手淫の惡習あるもの若干名ありしに依り其害毒の恐るべきことを監獄醫より痛切に訓戒せしめ一面臥具敷布衣類の検査を勵行する等嚴重に取締を爲し犯則者を處罰せしこと七名ありしが大正三年中の犯則者三名に過ぎず

季向して香花を捧げたり
當日分監長の朗讀したる申文は左の如し

吊文

經時大正四年三月二十二日ヲシテ明治二十年一月ヨリ同四十
四年八月ニ至ル浦和監獄應谷分監在監死亡者中引取入ナキ八拾
名ノ遺骨ヲ合葬シ從前合葬シタルモノト併セ茲ニ其追弔法會ヲ
執行スルニ當リ汝等冥界ノ靈ニ告グ

古人曰ク性ハ善ナリト然ルニ汝等偶過テ國法ニ觸レ罪線ノ身ト
ナル其行爲ヲ追想スレバ悚然トシテ心膽ヲ寒カラシムルモノゾ
リト雖モ聖世ノ恩澤ニ浴シ嚴正ナル規律ノ下ニ懲罰ナル處遇教
誨ヲ受ケ翻然トシテ悔悟ノ念ヲ萌シ將ニ忠貞ヲラント期待セシ
ニ不幸病氣ノ襲フ所トナリ藥石効ヲ奏セズ遂ニ一命ヲ閉固ノ中
ニ終ル殊ニ病中得テ慰ムル親戚ナク死後一棺ノ水一枝ノ花ヲ手
向クル骨肉ナキハ實ニ人生ノ悲慘是ヨリ甚シキハナシ嗚呼哀
哉

宣ハ年々歳々汝等亡靈ノ爲メニ追弔ノ供養ヲ舉ゲ今又茲ニ合葬
ヲ行ヒ墳墓ヲ清掃シ其ノ法會ヲ修シテ汝等ノ冥福ヲ祈ル是レ天
恩ノ餘澤ニ外ナラザルナリ黃泉道途遙カナリト雖モ希クハ髮髭
トシテ來リ饗ケヨ

大正四年三月二十二日

浦和監獄應谷分監長

看守長 中 島 直 人

●刑事被告人の獄死未遂 經岡監獄在監刑事被告人放火
竊盜經岡縣志太郡大富村池谷陸太郎は三月二十一日午後六時五十
分頃居房に於て窓格子に自己の兵兒帶を垂れ懸け之を咽喉部に卷
付け便器の蓋を踏臺とし線炭を企てたるを巡警看守に於て發見し
直ちに抱き下し人工呼吸等應急の手當を加へ蘇生せしむるに至れ
り線炭の原因は前述悲觀なり

●受刑者獄死未遂 膳所監獄在監竊盜六犯懲役十年福井縣
南條郡武生町寺崎伊作は三月廿八日(遺棄免業中)午前六時過ぎ居
房の便所側最上部の櫓格子に貫通せる鐵ハートに自己の三尺帶を
掛け首を絞し居るを看守部長點檢の際之を認め監獄警等應急手
當を施したる爲め蘇生するに至れり理由に實父の死を悲嘆せるの
餘りなり

●釋放者監獄構内へ侵入し物品を持ち去る 青森
縣上北郡野邊地町冷水三郎は明治四十四年中竊盜罪に依り懲役四
年の言渡を受け構太分監に於て行刑中減刑せられ去る二月十七日
滿期釋放せられしに即夜(時間不詳)板塀を踰越して分監構内に忍
入り隠て受刑者積濱尙に對し贈與方依頼し置きたる淺黃色木綿袴
股引壹足、赤毛布脚絆壹足、木綿手袋壹組及赤毛布足袋壹足を竊
取したる事實後にて發見せり右冷水三郎は問もなく逮捕せられ家
宅侵入賍物收受被告事件として同分監に收容し目下審理中なり

●受刑者の逃走 水戸監獄土浦分監在監竊盜初犯懲役十月茨
城縣行方郡麻生町志村平四郎は二月二十六日午前四時三十分頃坎

堀に於て夢を覺き終り同堀内に在りたる石炭入れの空箱を坎堀西
側の庇下に片付けける爲め持ち行きし儘姿を隠したるを以て分監長
は當直看守部長なし直ちに非常召集を爲さしめ見込ある箇所を搜
索せしめたるも更に何等踪跡を得ざりしも三月一日午後八時三十
分頃茨城縣行方郡立花村地先縣道に於て麻生警察署巡査に逮捕せ
られたり

●刑事被告人逃走 鹿兒島監獄大島出張所在監刑事被告人
竊盜初犯沖繩縣首里區當藏幸地朝盛は二月七日午後九時二十分頃
戒護看守の隙を窺ひ逃走せしを發見せしより一面警察署に急報し
即時追跡の處一時踪跡を失したるも同月十日午前五時二十分頃同
出張所所在地名瀬村字小湊に於て巡査と共に之を逮捕せり

●千葉監獄の出火 三月二十五日午後七時四十分頃同監内
女監附近の收納小屋より發火し火勢猛烈忽ち女監倉庫に延焼し又
女監工場に接續せる渡り廊下に移り更に同工場を襲はんとして形
勢ありしか遂に渡り廊下を解崩して火勢を中斷するを得たり然れ
ども尙女監倉庫に隣接せる他の收納小屋を焼失し午後九時頃火せ
り右火災に際しては消防の爲め受刑者十八名を出役せしめ又千葉
警察消防隊及鐵道警隊歩兵學校より應援ありたり發火の原因は耕
転夫が構外にて拾取せる巻煙草の吹殻を收納小屋に持込みて喫煙
せし由るが又は堆積せる石炭中より發火せしが明確ならず焼失
せし建物倉庫棟收納小屋二棟にして損害は建物其他一切約二
千七百圓なり

●前項千葉監獄の出火 に付同監が消防上經驗せる事項の
一處として記述する所に依れば監獄消防隊は平素多少の訓練は之
れあれど所謂坐上の水練にして實際の場合に於て其活動充分な
らず監獄の火災は監獄自ら之に當るべしと云ふ原則を實行して遠
慮なきを期するに於て將來訓練上に階層の注意と努力とを要するこ
と消防具は一般の消防隊に準じ完全に備付するの必要あること殊
に腐爛作業に使用する大ガリ棒を稱する(刺又トモ云フ)ものより
は曲金付の大綱を以て便利とすること水道の設備(防火栓の設あ
る監獄は格別として一般に平素より各所に防火用水を備ふるの必
要あるべし云々

●左記數件は會計事務取扱上疑義多き
趣なりしか之れに付司法省會計課員は
語りて曰く 缺勤日數中に忌引介在せる場合
の計算方 高等官々等俸給令第三十六條に依り減
俸と爲るべき缺勤日數を計算するに方り病氣不參
中に忌引日數の介在する場合に於ては忌引の前後
に於ける不參日數を通算すべきものなるやこの疑
義生せり右は忌引日數なるものは減俸となるべき
日數に算入せざるに止まり該缺勤日數を中斷すべ

きものにあらざるは文官俸給支給細則第八條の規定に依り明かなるを以て結局忌引日數を除き其前後に於ける病氣不參の日數通算九十日を越ゆることき減俸すべきものとす

●鐵道賃と車馬賃との區別 内國旅費規則に所謂鐵道賃とは鐵道に依る旅行に對して支給すべき旅費を謂ひ車馬賃とは鐵道又は水路に依らざる旅行に對して支給すべき旅費を謂ふ而して茲に所謂鐵道とは汽車なると馬車なると其動力の如何を問はず鐵道國有法、私設鐵道法又は輕便鐵道法に依り營業するものを指稱す故に軌道條例に依るもの、如きは鐵道賃を支給すべきにあらずして車馬賃を支給すべきものとす

明治二十三年勅令第一九三號に所謂條件變更の解釋 明治二十三年勅令第百九十三號但書に最初競争に付するとき定めたる條件を變更することを得ずとは最初競争に付するとき定めたる物件の數量を増加減少し又は種類品等等

●明治二十三年勅令第一九三號に所謂條件變更の解釋 明治二十三年勅令第百九十三號但書に最初競争に付するとき定めたる條件を變更することを得ずとは最初競争に付するとき定めたる物件の數量を増加減少し又は種類品等等

出科目ノ件ニ付照會ノ趣了承右ハ貴見ノ通ト存候此段及回答候也

(金澤監獄典獄長同會)
獄舎又ハ工場ニ備付ヘキ輕便消火器購入代ハ在監人費ノ項雜費ノ目ヨリ支辨シテ可然哉
炊所汽罐給水用ポンプハ時々故障ヲ生シ給水ニ差支候事有之故ニ別ニポンプ一個ヲ備置キ斯ル場合ニ取付使用致度存候處ポンプ購入代ハ在監人費ノ項雜費ノ目ヨリ支辨シ取付ニ係ル費用ハ修繕費ノ項各所修繕ノ目ヨリ支辨シ差支無之候哉
右御垂示相成度此段及御照會候也

(大正四年三月六日)

會甲第五四四號(大正四年四月)

製品及素品ノ運搬ヲ小包郵便ニ托スル場合ニ於テ要スル郵便切手ニ關シ宮發第四一號御照會ノ件右ハ貴見ノ通御取扱相成差支無之ト存候此段及回答候也

會發第四一號(大正四年三月二十九日)
製品及素品ノ運搬ニ當リ量目僅少ノ物ハ小包郵便

會發第四一號(大正四年三月二十九日)
製品及素品ノ運搬ニ當リ量目僅少ノ物ハ小包郵便

會發第四一號(大正四年三月二十九日)
製品及素品ノ運搬ニ當リ量目僅少ノ物ハ小包郵便

會發第四一號(大正四年三月二十九日)
製品及素品ノ運搬ニ當リ量目僅少ノ物ハ小包郵便

を變更するか如きを謂ふ故に例へば西貢米を日本米に變更するか如きも所謂條件の變更に該當するものとす

○司法省監獄公文

●司法省會甲第四三三號(大正四年三月十日)

會計規則第三十條ニ依リ歳入徴收官ヨリ提出スヘキ徴收報告書中現金拂込仕譯ノ義ハ經常部臨時部各別ニ記載スヘキコトニ相成リ居リ候處右ハ便宜併算差支無之旨大藏省ヨリ申越ノ次第モ有之候ニ付自今經常部徴收報告書中「現金拂込仕譯」トアル文字ヲ(經常部及臨時部)トシ臨時部ノ分ハ經常部ニ合算記載相成度此段依命及通牒候也

追テ歳入徴收事務分掌者ヨリ提出スル徴收仕譯書ノ義モ本文ニ準シ併算記載差支無之候條可然御取計相成度此段申添候也

會甲第三四八號(大正四年三月十六日)
三月六日付ヲ以テ輕便消火器及ポンプニ關スル支

ニ托スルトキハ却テ利便ナルモノ有之候ニ付此場合ニ應スル爲メ豫メ若干ノ郵便切手ヲ就役費目運搬費ヨリ支出購入シ置キ分任物品會計官吏ニ於テ發送簿ヲ設ケ保管出納證明可然哉取扱上疑義有之候ニ付至急何分ノ御回示相煩シ度此段及照會候也

●司法省監獄甲第二三二號(大正四年四月六日)
本年典獄會同ニ於ケル注意事項第二十三項ニ依リ假出獄通報書ハ從來特定ノ用紙ヲ印刷使用シ尙殘餘アルモノハ補正ヲ加ヘ引續キ使用相成差支無之儀ニ付爲念此段及通牒候也

●監丙第二八八號ノ二(大正四年四月二十七日)

足袋底織工賃金定メ方並ニ作業原簿様式變更ニ關シ別紙甲號之通リ巢鴨監獄典獄ヨリ申請乙號ノ通リ認可相成候間貴監ニ於テモ足袋底工ニ於テハ右ニ依リ御取扱相成差支無之候此段及通牒候也

(甲號)

〔巢發第三七二號〕當監施行ノ作業中足袋底織工ノ儀ニ付伺

交										付									
交付										交付									
年月日										年月日									
典獄主任										典獄主任									
數										數									
量										量									
受領印										受領印									
△一等										△一等									
△二等										△二等									
受領印										受領印									
△朱線										△朱線									

記朱線失△

作業規程第 二十六條ニ 依ル場合										備考									
月日										△印ハ朱記									
細目																			
人工																			
工錢																			
月日																			
細目																			
人工																			
工錢																			
計																			
月																			
細目																			
人工																			
工錢																			

(乙號)
司法省
監獄局監丙第二八八號
巢鴨監獄

大正四年三月二十五日巢發第三七二號申請足袋底
織工賃金定メ方並ニ作業原簿變更之件認可ス
大正四年三月二十七日

司法大臣 尾崎行雄

○會甲第五三三號(大正四年四月九日會計課長回答)
物品購入費途及官有財産登記等ニ關シ發第七七一
號問合ノ趣領承右一、二、ハ前段貴見ノ通り三ハ經
伺ヲ要スル義ト存候此段及回答候也

○監發第七七二號(大正四年三月二十六日巢鴨監獄典獄問合)
物品ノ取扱及官有財産ノ登記ニ關シ左ノ事項御回
示相煩度此段及問合候也

物品ノ購入費途及取扱ニ關スル件
一、作業ニ物品ヲ委托生産スルニ付之ニ屬スル器
具例ヘハ麥挽割器、綿打器械、洗濯用器具、營
繕用器具ノ如キハ全ク自監用物品生産ノ爲メ備
フルモノニシテ他ノ作業器具器械トハ多少其趣
ヲ異ニスル點アルモ其新調及修繕ニ就テハ一般
作業器具器械ト同様在監人費就役費ヲ以テ支辨
スヘキモノナルヤ又ハ監獄備夫トシテ使役スル

モノニ使用セシムル器具器械ナルニ付炊具及掃除器具若クハ理髮具同様に監人費雜費ヲ以テ支辨スヘキ筋合ノモノナル哉

官有財産ノ登記ニ關スル件

二、煉瓦塀ニ接續スル煉瓦造「アーチ」積上ケ「パ
ラベツト」形構造ノ表門（煉瓦造楕圓形看守所
附屬）ノ如キハ煉瓦造門トシテ單獨ニ官有財産
簿ニ登記ヲ要スルモノナル哉又ハ監獄會計事務
章程官有財産簿ニ登記ヲ要スルモノナル哉又ハ
監獄會計事務章程官有財産第二十四號書式中營
造物家屋附屬物ノ部煉瓦造塀ノ價格欄ニ附屬潜
リ門ヲ含ムトアルヲ以テ形狀ノ大小ニ關セス煉
瓦塀中ニ築込ミタル塀ノ一部ト看做シ塀ノ部ニ
登記スルモ差支ナキ哉

三、廳舍構内各所ニ植付アル雜木ヲ取集メ必要ノ
箇所ニ塀柵代ハリ生垣ヲ新設スルハ別段費用ニ
關セス寧ロ經費ノ節減ニ有利ナルニ付不經伺新
設官有財産簿ニ登記スルコトヲ得ルヤ

○司法省會甲第六四四號（大正四年四月十四日）
監獄會計事務章程第九十四條第一號及同第九十五
條ニ依リ作成證明スル直營工事ニ屬スル物品出納
計算書及同報告書中現在ノ部ニ於ケル「供用中」
「在庫」ノ二欄ハ何レモ數量及價格ヲ記載スルコト
ニ相成居候處向後ハ右欄（備品）ニ限リ數量ヲノミ
記載シ價格ノ記入ハ之ヲ省畧シ得ルコトト了知相
成度依命此段及通牒候也

以上



叙任

各

看守長兼司法技手（市谷） 高橋金四郎
看守長兼司法技手（市谷） 篠原徳二郎

通

免兼官

名古屋監獄勤務ヲ命ス

看守長（岐阜） 谷田岩之助

松江監獄勤務ヲ命ス

看守長（盛岡） 小島 耕一

盛岡監獄勤務ヲ命ス

看守長（松江） 渡邊 理一

市谷監獄勤務ヲ命ス

看守長（高松） 西原 幸三

高松監獄勤務ヲ命ス給七級俸

看守長（市谷） 篠原徳二郎

叙正八位

看守長（重鵬） 坂井 洵

叙正八位

看守長（重鵬） 坂井 洵

任看守長給十級俸東鳴監獄勤務ヲ命ス

看守長（東鳴） 七戸 大助

叙正六位

看守長（新潟） 居川 久一

叙正六位

典獄（新潟） 三池 眞

岐阜監獄勤務ヲ命ス

典獄（松山） 加藤勝次郎

看守長（名古屋） 志賀 親雄

典獄（松山） 和田千松郎

看守長（甲府） 佐藤 眞文

向島鐵之助

看守長（熊本） 志賀 親雄

看守長（熊本） 志賀 親雄

看守長（市谷） 柴田常次郎

看守長（市谷） 柴田常次郎

看守長（市谷） 淺野 倉吉

看守長（市谷） 淺野 倉吉

看守長（市谷） 岩越 義爲

看守長（市谷） 岩越 義爲

任

叙

會 報

○監獄協會々報

本會總會

本會にては例に依り全國典獄の會同を機とし去月三日午後一時より總會を開きたり先づ會長より開會の挨拶を兼ね事務の報告あり次に眞木理事より會計の報告ありて議事の順序となりしも議案なきを以て來賓の演說に移り別項に掲げたる小山法學博士並に留岡幸助氏の演說あり是にて總會を閉ぢ其れより別席にて來賓に茶菓を供し閑談數刻にして散會せり當日來賓として招待したる重なる人は司法省高等官一同東京各法衙の長官其他知名の士にして春寒料峭の候なるに拘らず來會者多數頗る盛會なりき

○贈與金

本年四月中本會々則第一條に依り元教誨師清水曇華外九名に對し五圓より三圓まで夫々金員を贈與せり

○輔成會々報

○保護會の移轉

別	愛媛	愛媛縣保護協會	松山市豐坂町二丁目	北宇和郡北灘村慈濟寺
長崎	眞宗本派長崎組	西彼杵郡矢上村教宗寺	西彼杵郡小倉村丁	西彼杵郡香焼村圓福寺
同	眞宗本派長崎組	西彼杵郡浮堀村菩提寺	西彼杵郡西森木經寺	佐世保市元町教法寺
同	眞宗本派平戶東	北松浦郡福島村尊光寺	南松浦郡福江村觀音寺	西彼杵郡三重村正林寺
同	眞宗本派平戶東	西南組出獄人保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞宗宗第五組保	寺內	寺內
同	眞宗本派平戶東	眞		

勝友 叢書 共同生活

本書は在監人看讀用として本會か特に編者と圖り發行せるものなれども一般世人殊に社會事業に従事せらるゝ人の讀物として有益なり

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百五十八頁
挿圖百九十五個
實費郵稅共金三十拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的の方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ従事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正四年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

編輯人 東京府豐多摩郡大久保町大字
松隈房吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地
同勞含
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院